岐阜労働局

令和６年度第２回　岐阜地方労働審議会
岐阜労働局行政運営方針の推進状況

令和７年１月末現在

令和７年３月５日（水）13時30分～
岐阜合同庁舎５階 共用第１会議室

目次

Ⅳ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等　1P

Ⅴ リ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進　5P

Ⅵ 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり　14P

Ⅶ 労働保険適用徴収業務の適正な運営　35P

Ⅳ 最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

（1）最低賃金・賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、事業場内最低賃金の引上げを行う中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援

●最低賃金・賃金引上げに向けた生産性向上等に取り組む企業に対し、業務改善助成金の活用や「ぎふ働き方改革推進支援センター」専門家によるコンサルティングにより支援。

これまでの実施状況

◆業務改善助成金申請期限の延長

交付申請期限の延長
令和7年1月31日まで
事業完了期限の延長
令和7年2月28日まで

◆業務改善助成金申請状況

交付申請526件
（昨年同期345件　昨年比152%増）

◆助成金の周知

事業主団体、労働組合、業種別団体、社労士会、金融機関等を通じた事業主への周知。

最低賃金制度のマスコット
チェックマん

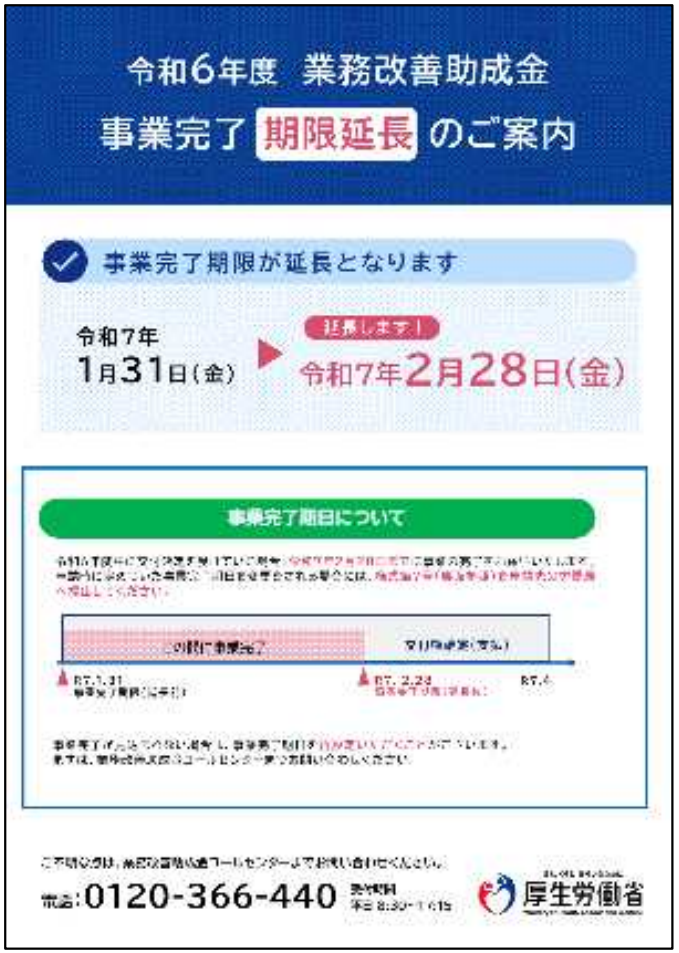

今後の取組

・助成金の活用に向けた周知、迅速な審査と「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家による支援を継続する。
・地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、地方版政労使会議等を開催し、賃上げや職場環境改善の機運を醸成する。

Ⅳ最低賃金・賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者の処遇改善等

（２）最低賃金制度の適切な運営

●最低賃金が賃金額のセーフティーネットとして適切に機能するように、県内の経済動向等を踏まえつつ、岐阜地方最低賃金審議会の円滑な運営を図る。

●改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報、地方公共団体の広報誌掲載等により広く県民に周知を行うとともに、問題業種等に対する監督指導を引き続き実施する。

これまでの実施状況

◆地域別最低賃金は7/1に改正諮問、4回の専門部会を経て8/5に答申された。

◆特定最低賃金3業種は7/29に改正決定の必要性の有無について諮問、8/21に自動車及び航空機については必要性有り、電機については必要性無しの答申、専門部会での審議を経て自動車は10/11に航空機は10/16に答申された。

◆7/9に県及び県内市町村へ広報誌、ホームページへの周知掲載を依頼し、11月末日において県及び42全市町村で掲載された。

◆9/26に県及び県内市町村、行政機関、各種団体（381か所）に対して地域別最低賃金周知用ポスター等の掲示を依頼した。

◆地域別最低賃金及び特定最低賃金に係る周知用ポスター等を作製し、12/9に県及び県内市町村、行政機関、各種団体（445か所）にポスター等の掲示を依頼した。

◆十六銀行のATMに改定最低賃金額及び業務改善助成金の広告掲載、イオンモール各務原インター店内のデジタルサイネージ、エレベータ扉への広告掲示、名鉄岐阜駅前ビル壁面のトレジャービジョンへの広告掲示を行った。

今後の取組

・第４四半期に最低賃金の履行確保を図るため、監督指導を実施。

（3）監督署と連携した同一労働同一賃金の遵守の徹底

●雇用環境・均等室と監督署が連携して、パートタイム・有期雇用労働法に基づく報告徴収を効果的に実施する。
●企業の自主的な賃金制度の見直し等の取組を促すことで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。

これまでの実施状況

●パート・有期雇用労働法関係
◆報告徴収

報告徴収実施数　（うち監督署チェックリスト契機）		285社（216社）
助言実施数		228社
助言件数		413件
	うち均衡待遇（法第８条）	44件

法第８条違反の助言例：通勤手当 13件、慶弔休暇28件など

◆監督署のチェックリスト回収枚数等

（12月末現在）

パートタイム・有期雇用労働者 （うち監督署における点検要請）	476枚 （12件）
派遣労働者	134枚

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

今後の取組

・　パートタイム・有期雇用労働法の報告徴収や労働者派遣法の指導監督を、監督署と雇用環境・均等室、需給調整事業室との連携を推進し効率的に実施し、是正指導の実効性を高め、同一労働同一賃金の遵守徹底を図る。
・　また、監督署からの点検要請や支援策の周知により企業の自主的な賃金制度の見直し等の取組を促す。

（4）非正規雇用労働者の処遇改善

●非正規雇用労働者の処遇改善等に取り組む事業主を支援する「キャリアアップ助成金」各コースの周知や活用勧奨（年収の壁対策を含む。）を図る。
●「ぎふ働き方改革推進支援センター」において相談対応やコンサルティング等のきめ細かな支援を行う。

これまでの実施状況

◆ぎふ働き方改革推進支援センターの専門家による相談支援は677件、コンサルティングは449件実施した。
うち非正規雇用労働者処遇改善のための同一労働・同一賃金を対象としたコンサルティングは93件実施した。

今後の取組

・非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換、いわゆる「年収の壁」への対応に取り組む事業主に対し、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」「正社員化コース」「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨を行う。
・「ぎふ働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口やコンサルティング、セミナーの実施等、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けた支援に同センターと連携して取り組む。

（５）ステップアップを目指す非正規雇用労働者等に対する求職者支援制度による支援

●雇用保険を受給できない者の安定した職業への再就職や転職を促進するとともに、スキルアップを希望する非正規雇用労働者等を支援するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の活用促進。

これまでの実施状況

◆在職中の非正規雇用労働者等も受講し易い短時間やeラーニングによる訓練コースを設定し制度の周知・活用に努めた。

◆ハローワークにおいては、積極的な受講勧奨を行うとともに、適切な受講あっせんに努めた。

令和６年度（１２月末現在）	設定コース数	認定定員数	開講コース数	受講者数
基礎コース	6コース	90人	6コース	73人
実践コース	26コース	427人	25コース	338人
うち短時間	12コース	191人	12コース	157人
うちｅラーニング	2コース	40人	2コース	21人

今後の取組

- 雇用保険を受給できない者やスキルアップを希望する非正規雇用労働者等の就職に向け、技能や知識を習得する必要がある者に対し、求職者支援制度の積極的な周知・広報を行うとともに、ハローワークにおける適切な受講あっせんに努めていく。
- 非正規雇用労働者等の訓練受講に際し配慮が必要な者が受講し易いよう、短時間やeラーニングのコース設定を進めていく。

Ⅴリ・スキリング、労働移動の円滑化等の推進

1　リ・スキリングによる能力向上支援

（１）指定された教育訓練を修了した場合の費用の一部支給による経済社会の変化に対応した労働者個々人の学び・学び直しの支援

●労働者個人の学び・学び直しを支援する教育訓練給付において、電子申請を行うことができることの周知等受講し易い環境の整備。
●教育訓練給付の指定講座拡大による訓練機会の確保。

これまでの実施状況

◆ハローワークやキャリア形成／リ・スキリング支援センターにおいて「教育訓練給付」制度及び理由を問わず電子申請が可能であることの周知を行い、活用拡大に努めた。
◆県内の大学1校、短期大学3校、大学と短期大学併設校2校を訪問し、教育訓練給付制度の周知と講座指定申請について説明を実施。

今後の取組

- 引き続き電子申請の利用が可能であることの周知を行うとともに、令和6年10月に拡充された専門実践教育訓練給付及び特定一般教育訓練給付の周知を行い、教育訓練給付の更なる活用に努めていく。

（２）在職時からの継続的な支援を行うキャリア形成／リ・スキリング推進事業等の実施

●キャリア形成／リ・スキリング支援センターを設置し、企業及び労働者に対する相談支援の実施。
●各ハローワークに「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援の実施。

これまでの実施状況

12月末現在	キャリアコンサルティング実施件数	ジョブカード作成者数
キャリア形成／リ・スキリング支援センター	410件	627名
キャリア形成／リ・スキリング相談センター	416件	404名

今後の取組

- 引き続き「キャリア形成／リ・スキリング支援センター」及び「キャリア形成／リ・スキリング相談コーナー」において、企業や労働者に対する相談支援を実施。

（３）公的職業訓練のデジタル分野の重点化や訓練修了生等への「実践の場」の提供によるデジタル推進人材の育成

●デジタル分野に係る公的職業訓練コースの拡充、ハローワークによるきめ細やかな個別・伴走型支援による再就職支援。
●「実践の場」を提供するモデル事業受託企業へのデジタル分野訓練情報の提供及び未就職訓練修了者へのモデル事業の周知。

これまでの実施状況

◆「DX推進スキル標準」に対応したデジタル分野の訓練コースを新たに委託費等の上乗せ支給の対象とすることで、デジタル分野の訓練コースの拡充を図った。

令和6年度（12月末まで）	開講コース	うちデジタル分野コース	うちDX推進スキル標準対応コース
公共職業訓練	38コース 628人	4コース 75人	4コース 75人
求職者支援訓練	31コース 503人	8コース 142人	8コース 142人

注：下段は定員数

◆ハローワークにおいて、就職支援ナビゲーター等が訓練開始前から訓練終了3か月後までの間、担当者制により個別・伴走型の再就職支援を実施。
◆ハローワークにおいて、デジタル分野の訓練コースを受講した中高年齢者等のうち、未就職の訓練修了者に対し、「実践の場」モデル事業の周知を実施。

今後の取組

- 岐阜県及び（独）高齢・障害・求職者支援機構岐阜支部に対し、更なるデジタル分野の訓練コースの設定を要請。
- 引き続き就職支援ナビゲーター等の担当者制による再就職支援を実施。

（４）労働者の主体的なリ・スキリングを支援する中小企業への賃金助成の拡充等による企業における人材育成の推進

● 人材開発支援助成金（人への投資促進コース）には、長期教育訓練休暇等制度の導入等に対する助成があり、支給要件について「30日以上の連続する休暇が必要」であったところ、「1日単位の休暇を10日以上を1回以上連続して取得する」など労働者が利用しやすいよう令和6年4月1日に改正。

これまでの実施状況

◆ 人材開発支援助成金の支給要件緩和について、事業所へ積極的に周知を行い、利用喚起を図った。

人材開発支援助成金　制度創設から令和7年1月までの累計		
人への投資促進コース	①計画届受理状況	129件
	②支給決定状況	31件
事業展開等リスキリングコース	①計画届受理状況	304件
	②支給決定状況	121件

今後の取組

- 対象助成金について、引き続き具体的な活用事例の説明を行う等により事業主への利用勧奨を促す。そうした中、令和6年10月より定額制サービスによる訓練の経費助成限度額に上限（1人1月あたり2万円）が設けられたこと、及び11月5日より訓練経費の負担に係る取扱が明確化されたことに伴う留意点の着実な周知を図っていく。

（５）スキルアップを目的とした在籍型出向の推進等

● 産業雇用安定助成金（スキルアップ支援コース）は、労働者のスキルアップを在籍型出向により行い、出向から復帰した際の賃金を5%以上上昇させる出向元事業主に対し助成する制度。

これまでの実施状況

◆ 公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、事業所に対しリーフレットの送付及び電話等での周知・利用勧奨を行った。

今後の取組

- 公益財団法人産業雇用安定センターと連携し、事業所に対しリーフレットの送付及び電話等での周知・利用勧奨を行うとともに、同行訪問等を行い利用件数の増加を図っていく。

（６）雇用調整助成金の見直し等への対応

●雇用調整助成金について、長期休業を行った事業所に対し、支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より助成率が減少すること及び教育訓練費が拡充されたことの周知。
●電子申請の利用勧奨。

これまでの実施状況

◆長期休業を検討している事業所に対し、支給日数が30日に達した次の判定基礎期間より助成率が減少することを説明するとともに教育訓練費が拡充されたことの周知を行い、教育訓練の利用勧奨を行った。
◆電子申請については、令和5年12月18日より「雇用関係助成金ポータル」での受付を開始しており、周知・利用勧奨を行った。

今後の取組

- ハローワーク窓口や事業主等を対象した説明会など、あらゆる機会において、助成金制度の改正内容及び電子申請の利便性を説明し、より一層の利用を促す。

2　成長分野等への労働移動の円滑化

（１）成長分野の業務や、一定の技能を必要とする未経験分野への就職を希望する就職困難者を雇い入れる事業主への支援による成長分野への労働移動の円滑化

●特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）により、成長分野（デジタル・グリーン）の業務に従事する労働者として雇い入れられた方や、就労経験がない職業に就くことを希望する就職困難者を雇い入れ、人材育成計画を策定・実施のうえ、賃金引き上げを行った事業主を支援。

これまでの実施状況

◆就職困難者を対象に成長分野への労働移動や賃上げを促すため、事業主や就職困難者に対し特定求職者雇用開発助成金（成長分野等人材確保・育成コース）の周知を行いながら、職業紹介を行った。

今後の取組

- 令和6年10月1日より、対象者の就業経験の確認期間を直近過去5年間と限定し、パート・アルバイトは就労経験に含めないものとすることで対象者の範囲拡大を図るとともに、訓練コースについても教育訓練給付の指定講座となっている公的職業資格の取得を目的とした養成課程を追加する改正が行われたため、改正内容の周知を行い、利用者数の増加を図っていく。

（２）職業情報及び職場情報の収集・提供による求職者と企業のマッチング機能の強化、オンラインの活用によるハローワークの利便性向上

●「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者の採用支援を進めるとともに、積極的な周知。

●「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）」の利活用等について周知。

●ハローワークにおけるオンライン職業相談・紹介業務の活用を促進。

これまでの実施状況

◆「job tag」、「しょくばらぼ」について、窓口での相談や利用セミナー等で積極的な周知及び労働局ホームページ等を通じた周知を行った。

◆マザーズコーナーや新卒応援ハローワークを中心にオンライン職業相談・紹介業務を実施。

今後の取組

- 「job tag」、「しょくばらぼ」を学校での進路指導等において活用できること等、更なる利用促進を図る。
- 令和7年1月から新たに導入したオンラインシステムにより、オンライン職業相談・紹介業務の活用を図っていく。

（３）民間人材サービス事業者への指導監督の徹底

- 有料・無料職業紹介業者に対する指導監督の実施。
- 派遣元・派遣先事業主等に対する指導監督の実施。

これまでの実施状況

- ◆ 有料・無料職業紹介事業者に対し訪問指導を行った。また、令和6年4月における職業安定法改正点について周知、説明を行った。
- ◆ 派遣元・派遣先事業主等に対し訪問指導を行った。
- ◆ 令和6年9月に派遣先事業主、11月に派遣元事業主を対象とした集団指導を行い、違反が多かった事項の説明を行う等、法令遵守の徹底を図った。
- ◆ 令和7年1月に有料・無料職業紹介事業者を対象とした集団指導を行い、令和7年1月及び4月における職業安定法改正点について周知、説明を行った。

今後の取組

・引き続き、有料・無料職業紹介事業者に対し訪問指導監督を行い、職業安定法改正点について周知を行う。
・派遣元・派遣先事業主等に対して、訪問・呼出指導監督を行い、法令遵守を図る。

（４）都市部から地方への移住を伴う地域を越えた再就職等の支援

● 東京圏及び大阪圏を中心に、岐阜県内の就職を希望する方にハローワークの全国ネットワークを活用した職業紹介や生活関連情報の提供等を一体的に行うとともに、求職者の希望を踏まえた効果的な誘導行い、ハローワークにおいても個々のニーズに応じた支援を実施。

これまでの実施状況

◆ 岐阜県内に就職を希望する方を対象とする企業説明会の周知。

令和6年4月16･17日　飛騨･高山合同企業説明会
令和6年6月23～25日　ぎふ仕事フェア（岐阜地域合同）
令和6年8月7日、9月4日、11月20日　郡上市合同企業説明会
令和6年8月10日　中津川･恵那おしごとフェアー2024
令和6年8月20、21日、12月26、27日　飛騨･高山合同企業説明会
令和6年9月7日　みのかもジョブフェア
令和6年9月7日　ハローワーク多治見管内合同企業説明会
令和6年11月29日　恵那･中津川 出張企業説明会
令和7年1月25日　美濃加茂･可児合同企業説明会

今後の取組

- ハローワークの全国ネットワークを活用し、職業紹介や生活関連情報の一体的提供を行うとともに、求職者の個々のニーズに応じた支援に取り組む。

（５）賃金上昇を伴う労働移動の支援

● 早期再就職支援等助成金（雇入れ支援コース）により、事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日の翌日から3か月以内に雇い入れ、当該労働者の賃金を5%以上賃金を上昇させた事業主に助成を実施し、労働移動を推進。

これまでの実施状況

◆ 令和6年度の雇用関係助成金の再編による新規助成金であるため、ハローワーク窓口や事業所訪問時、各種会議等あらゆる機会を活用し、早期再就職支援等助成金の周知を行うとともに利用促進を図った。

今後の取組

- 中途採用枠を拡大し賃金上昇を図ることで早期再就職支援等助成金の助成があることを周知し、リーフレット等を利用しながら説明することで、事業所の理解を深め利用を喚起していく。

3　中小企業等に対する人材確保の支援

（１）ハローワークにおける求人充足サービスの充実

●オンラインを活用した求人受理の促進。
●求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集。

これまでの実施状況

◆求人者マイページの活用のメリットを事業所に説明し、令和６年１２月では新規求人に占めるオンライン利用率は89.3%と定着。
◆求人内容に応じた求人充足支援の取組を行った。求職者へ求人情報を提供する「情報提供支援」、求人者向けのセミナー等による「参集型支援」、求人条件の緩和、求人内容の充実の助言を行う「求人充足支援」を実施。
◆積極的な事業所訪問等による求人票に現れにくい情報の収集。

今後の取組

- 求人者マイページの機能を積極的に活用し、求人者サービスを図る。
- 受理後、紹介や充足に至らない求人に対して、魅力を引き出すための求人票記載内容の見直し提案や積極的な情報提供支援などのフォローアップを図っていく。

（２）人材確保対策コーナー等における人材確保支援

●ハローワーク岐阜の専門窓口「人材確保・就職支援コーナー」を中心とし、医療・介護・保育・建設・運輸・警備分野の雇用吸収力の高い分野のマッチング支援。

これまでの実施状況

◆人材確保対策推進協議会を開催し、構成員である関係機関と連携を図り、各種セミナー、説明会や出張相談の開催及び人材確保支援。
◆経験者や有資格者の取り込みや潜在求職者の積極的な掘り起こし。

今後の取組

- 引き続き、協議会構成員の関係機関等との連携により、これらの分野の魅力を発信するとともに、積極的なマッチング等による人材確保支援を実施。

■人材確保対策コーナーにおける支援状況（令和６年１２月現在）

項目	実績
新規支援対象者数	１，８７１人
紹介就職者数	１，０２８人

（３）地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

●「雇用対策協定」の締結により、国と地方が連携して地域の実情に応じた雇用対策を実施。
●一体的実施事業により、地方公共団体の行う就労支援と国が行う無料職業紹介をワンストップで実施。

これまでの実施状況

◆岐阜県のほか5市（岐阜市、大垣市、各務原市、中津川市、飛騨市）と「雇用対策協定」を締結しており、国と地方公共団体が一体となって総合的に雇用対策に取り組み、地域の課題に対応。また、その他の地方公共団体においても、ハローワーク所長による訪問時に、情報提供・収集を行い、緊密に連携。

◆地方公共団体からの提案をもとに、国（ハローワーク）が行う無料職業紹介等と地方公共団体が行う相談業務を同一拠点の窓口を設け、一体的実施の取組を推進。 現在、岐阜県、岐阜市、大垣市、高山市で実施。
※岐阜市は生活保護受給者等就労自立促進事業の常設窓口として「はたらき支援ルーム」を設置。

今後の取組

- 「雇用対策協定」を締結する地方公共団体とは、事業計画に基づき施策を実施するとともに、目標達成に向け取り組む。
- 一体的実施事業の目標達成に向けて、引き続き地方公共団体との連携により、更なる利用促進・就職支援に取り組んでいく。

一体的実施事業取扱状況（就職件数）

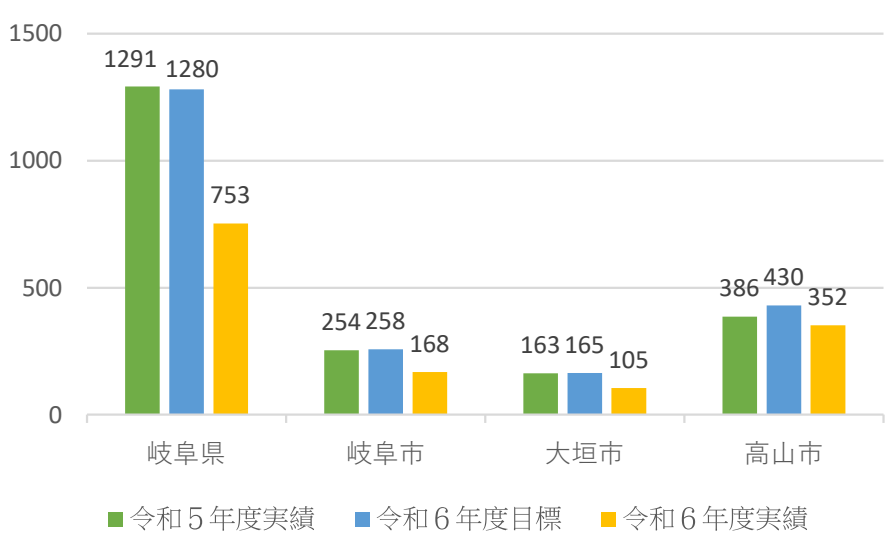

※令和６年度実績は１２月まで

1　フリーランスの就業環境の整備

●フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行（令和6年11月１日）に向けて、フリーランス・発注事業者双方に周知啓発を行う。
●法施行後は履行確保のための個別の企業指導を行う。

これまでの実施状況

◆事業者団体等への周知啓発（経済団体、建設業協会、トラック協会）
◆労働団体への周知啓発
◆労災保険特別加入団体への周知依頼
◆市町村広報への掲載依頼
◆県内７税務署におけるリーフレット配架（フリーランス向け）
◆各種講習会における周知（安定所説明会９回、監督署説明会18回、室主催説明会３回）
◆岐阜労働局ホームページへの掲載
◆個別の企業指導時における周知（コンサルタント、報告徴収等）

今後の取組

・フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反に関する申出があった場合、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図る。
・監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するとともに、申告がなされた場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行う。
・フリーランスと委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応する。

2 仕事と育児・介護の両立支援

（1）育児・介護休業法等の履行確保と職場環境整備に向けた企業の取組支援等

●育児・介護休業法の履行確保ための企業指導を行う。

●次世代育成対策推進法の「くるみん」認定の取得促進を図る。併せて不妊治療と仕事の両立支援に取り組む企業には「くるみんプラス」認定の取得促進を図る。

これまでの実施状況

育児・介護休業法関係

◆報告徴収

報告徴収実施数	50 社
助言実施数	41 社
助言件数	111 件
うち雇用環境整備措置	13 件

次世代育成支援対策推進法関係

◆一般事業主行動計画届出状況

	届出数（届出率）
義務企業	776社（99.6%）
義務企業**以外**	975社（　－　）

◆「くるみん」認定状況

プラチナくるみん	5社
くるみん（プラス含む）	74社
くるみんプラス	2社

今後の取組

・令和6年に改正された育児・介護休業法による、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置や男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象企業拡大、介護離職を防止するための両立支援制度の個別周知・意向確認の措置等について、着実な履行確保を図る。

・男性の育児に資する「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の制度の活用促進を図るとともに、「両立支援等助成金」の支給により、仕事と育児・介護がしやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援する。

・次世代育成支援対策推進法について、令和6年改正の内容に即した一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、義務企業の届出等の徹底を図る。また、「くるみん」認定制度の新しい認定基準と不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について周知するとともに、認定取得に向けた働きかけを積極的に行う。

（２）子育て中の女性の支援に取り組むNPO等へのアウトリーチ型支援の推進など マザーズハローワークにおける就職支援の強化

- ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山において、「マザーズコーナー」を設置し、求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、子育て支援拠点等の機関と連携し、アウトリーチ型の支援を実施。
- 仕事と家庭の両立しやすい求人の確保。

これまでの実施状況

- ◆コーナー設置所管内の６市３町への出張相談によるアウトリーチ支援を実施。 オンラインで定期相談を１市で実施。
- ◆オンライン化を推進する主要なマザーズコーナーに岐阜所を指定し、ハローワークシステムの基本機能や求職者マイページを活用した情報提供、職業相談及び職業紹介などをオンラインで提供。
- ◆LINE等のSNS及びホームページを活用し就職支援メニューや各種セミナー、就職面接会の開催情報等を積極的に発信。
- ◆岐阜労働局ホームページのマザーズコーナー欄をリニューアル。

今後の取組

- アウトリーチ支援の更なる拡充及び、各支援機関との連携を強化し、潜在求職者の掘り起こし。
- オンライン相談、オンライン紹介などによる就職支援の強化。
- 仕事と家庭の両立しやすい求人のさらなる確保のため、少しの配慮で会社で活躍できる求職者が登録していることなどについて事業所への周知を行い、積極的な働きかけを実施。

3 ハラスメント防止対策、働く環境改善等支援

（1）相談支援を含む総合的なハラスメント防止対策の推進

- 職場のハラスメント防止措置義務の履行確保に向けた企業指導（報告徴収や報告の請求）等を実施する。
- 「あかるい職場応援団」の活用促進ほかハラスメント防止のための周知啓発を図る。

これまでの実施状況

ハラスメント関係の相談状況

ハラスメント関係の相談件数		計2,225 件
	セクハラ等	179 件
	マタハラ等	99 件
	パワハラ	1,194 件
	いじめ・嫌がらせ	753 件

法の履行確保

	男女雇用機会均等法	育児・介護休業法	労働施策総合推進法（パワーハラスメント関係）
報告徴収等実施数(社)	セクシュアルハラスメント、妊娠・出産・育児休業等に関するハラスメント防止対策主眼の報告徴収は労働施策総合推進法の報告の請求（右欄）と一体的に実施（個別事案を除く。）。		76社
助言実施（社）			46社
助言件数（件）			50件
紛争解決援助（件）	妊娠等不利益 5件	育休取得２件 援助不利益1件	パワハラ防止措置 9件 相談等不利益取扱い 1件
調停件数(件)	セクハラ防止措置 2件	0件	パワハラ防止措置 6件

・個別労働紛争解決制度の助言は45件、あっせんは23件（不参加含む）。

ハラスメント防止周知啓発

◆監督署主催のオンラインセミナーでハラスメント対策推進の啓発や「あかるい職場応援団」の周知を行った。

ぎふの新しい働き方セミナー	18回	189社
中小企業	11回	121社
運送業	7回	68社

今後の取組

・パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図るとともに、個別労使紛争の解決を支援する。
・適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図る。
・カスタマーハラスメント対策を推進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用して企業の取組を促すとともに、労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組む。

（2）民間企業における女性活躍促進のための支援

●女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表等について、履行確保を図る（「女性の活躍推進企業データベース」の活用ほか）。

●性別による差別的取扱いを防止するため、個別の企業指導（報告徴収）等により、男女雇用機会均等法の履行確保を図る。

●「えるぼし」認定を推進するとともに、「働く女性の心とからだの応援サイト」の周知など、女性活躍推進のための機運醸成を図る。

これまでの実施状況

◆女性活躍推進法に基づく男女の賃金の差異の情報公表等について、未公表企業を把握した場合は、速やかに助言を行い、法の履行確保を図った。

◆男女雇用機会均等法の履行確保について、報告徴収の実施により、差別的取扱いの有無について確認し、法の履行確保を図った。

◆「えるぼし認定」について、交付式の開催等により、広く周知を行った。

女性活躍推進法関係

◆報告徴収（均等法・女活法を一体的に実施）

報告徴収実施数	38社
助言実施数	16社
助言件数	22件
助言内訳	行動計画の公表　7 件 従業員への周知　6 件 情報公表　7 件 その他　2 件

◆一般事業主行動計画届出状況

	届出数（届出率）
義務企業	783社（99.6%）
義務企業**以外**	127社（　－　）

◆「えるぼし」認定状況

えるぼし **3** 段階目	20社
えるぼし **2** 段階目	7社
えるぼし **1** 段階目	1社

◆「えるぼし」認定通知書交付式

今後の取組

・女性活躍推進法に基づく男女間賃金の差異の情報公表義務等の履行確保を図るとともに、これら差異の要因が性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の遵守を図る。

・各企業における一般事業主行動計画の策定・取組を推進するとともに、優良な企業に対して「えるぼし」認定取得に向けた働きかけを行う。

・女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体とも連携して周知に取り組む。

４　安全で健康に働くことができる環境づくり

（１）長時間労働の抑制

●時間外・休日労働時間数が1か月あたり80時間を超えていると考えられる事業場や過労死等の労災請求が行われた事業場に対する監督指導の実施

●時間外労働の上限規制が適用開始となった業種等を中心に、労働時間相談・支援班による改正法等の周知、労務管理等の支援の実施

●トラック運転者の長時間の荷待ち時間を発生させないこと等について、監督署から発着荷主への要請

これまでの実施状況

◆監督指導の実施（令和６年４月～７年１月）

時間外・休日労働時間数が１月当たり80時間を超えていると考えられる事業場：299件

◆労働時間相談・支援班による周知　（令和６年４月～７年１月）

説明会：49回
（うち適用開始業種　建設業 18回　自動車運送業 ８回　医療機関 ７回 ）

訪問支援：165件　　荷主に対する要請：207件

◆過労死等防止啓発月間(11月)

「過労死等防止対策推進シンポジウム」「過重労働解消キャンペーン」を実施。
▸集中的な監督の実施　▸過重労働相談受付集中期間（11/1～11/7）
▸過労死等防止対策推進シンポジウム（11/8）　▸団体等への協力要請
▸労働局長によるベストプラクティス企業との意見交換（11/12）

今後の取組

・長時間労働の抑制を主眼とした監督指導、労働時間相談・支援班による周知・支援について、令和6年4月適用開始業務等を中心に引き続き実施。
・「過労死等防止啓発月間」（11月）を中心に過労死等防止の周知、啓発。

（２）労働条件の確保・改善対策

●賃金、労働時間等の一般労働条件の確保に向けた監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分も含めて厳正に対応。

●技能実習生等の外国人労働者について、関係機関と連携して、労働基準関係法令の周知を図るとともに、法令違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施。

これまでの実施状況

◆司法処分　（令和６年１月～12月）

23件送検（賃金未払８件　労働時間２件　労働安全衛生法違反13件）

◆外国人労働者の労働条件確保対策（令和６年４月～令和７年１月）

技能実習実施機関に対する監督指導　35件

特定技能外国人受入事業場に対する監督指導　6件

通報件数　局→外国人技能実習機構、出入国在留管理機関　22　件

外国人技能実習機構、出入国在留管理機関→局　45　件

今後の取組

・引き続き監督指導等を実施するとともに、重大・悪質な事案については司法処分を含め厳正に対応。
・外国人労働者、自動車運転者の労働条件確保対策を、関係機関とも連携して引き続き実施。

（３）14次防を踏まえた労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

●岐阜労働局　第14次労働災害防止推進計画について

計画期間：２０２３（令和５）年度～２０２７（令和９）年度までの５か年

計画の目標　：「死亡災害について、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。」

2022（令和4年）死亡災害　13人　→　2027（令和9年）12人以下へ

「死傷災害について、2022年と比較して2027年までに減少に転じさせる。」

2022（令和4年）死傷災害　2,263人　→　2027（令和9年）2,263人以下へ

〈 14次防 労働災害発生状況　コロナ感染症によるものを除く。 〉（R6はR6.12月末現在の速報値による。）

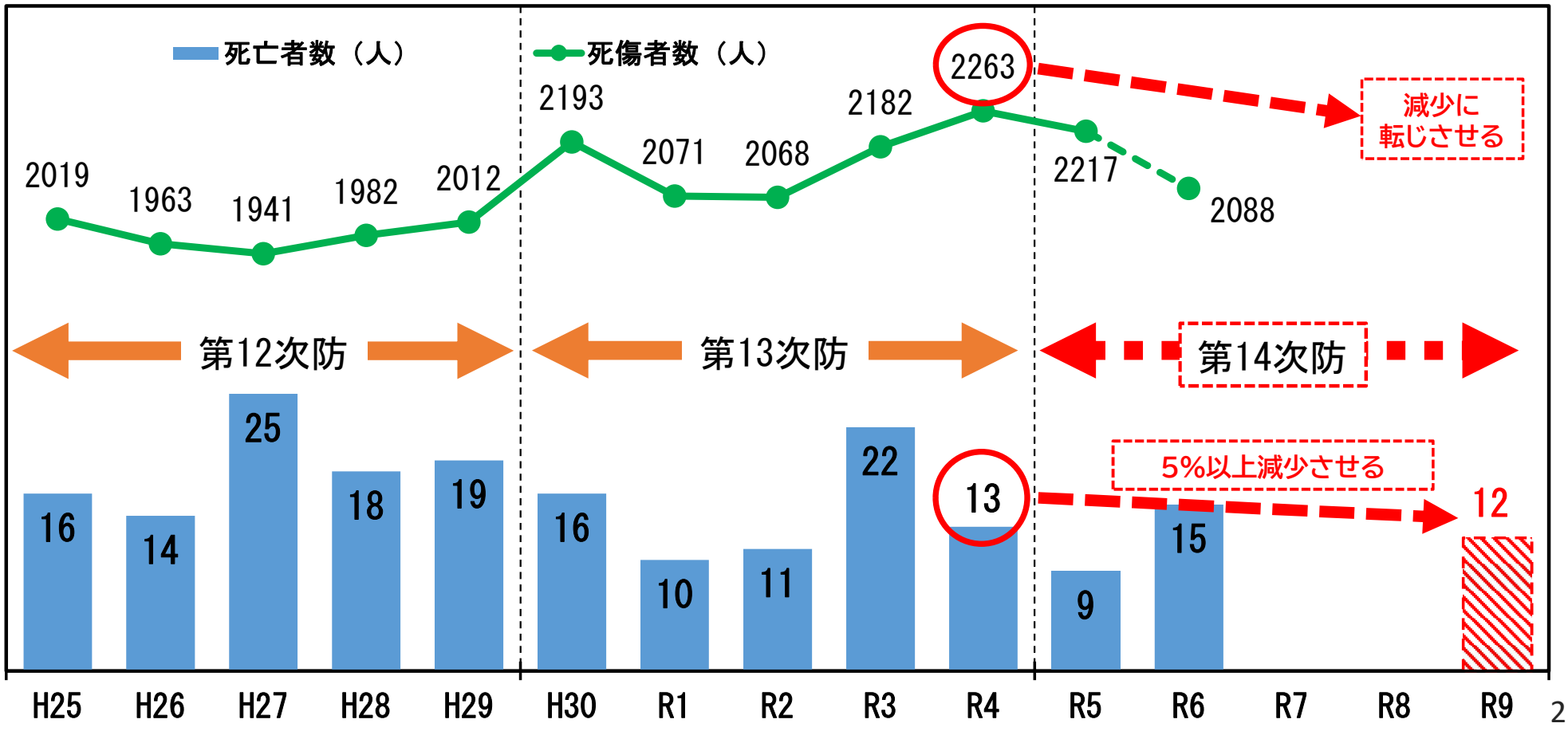

〈 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 〉（R6はR6.12月末現在の速報値による。）

①転倒災害対策に取り組む事業場の割合

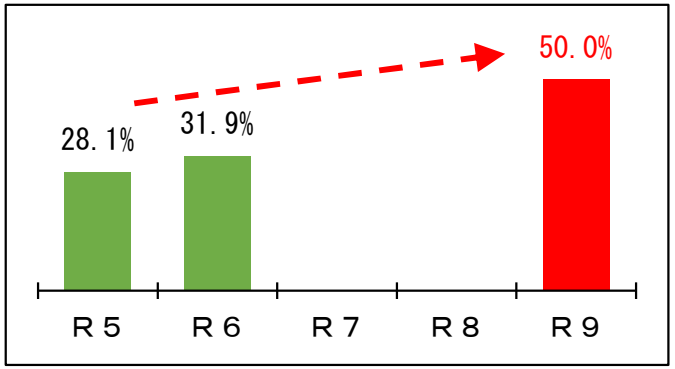

②卸売業･小売業及び医療･福祉の事業場における正社員以外への安全衛生教育の実施率

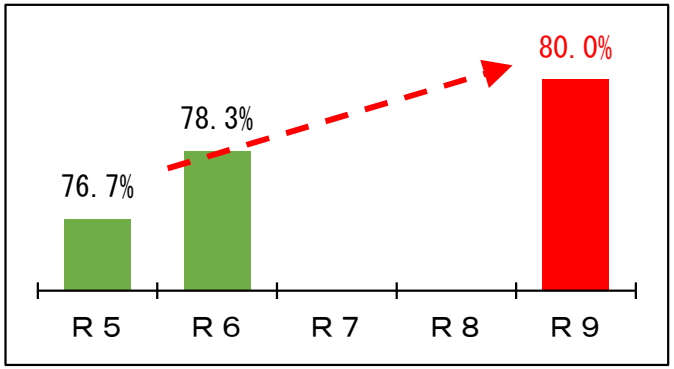

③介護･看護作業におけるノーリフトケア導入事業場の割合

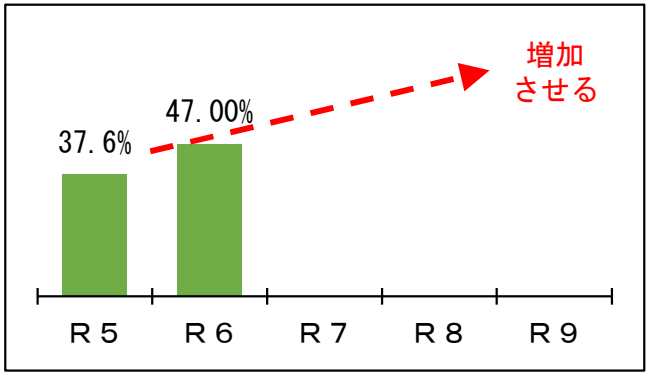

④エイジフレンドリーガイドラインに基づく取組事業場の割合

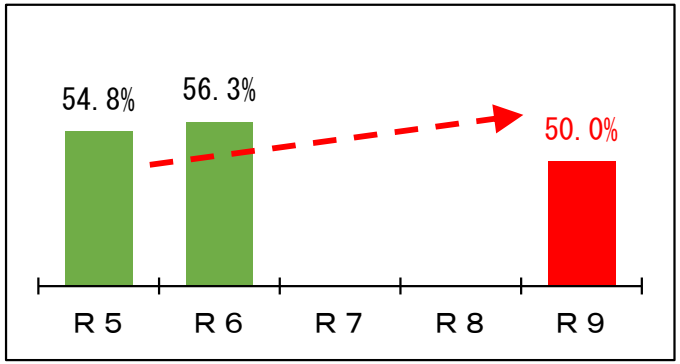

⑤母国語を用いた災害防止の教育を行っている事業場の割合

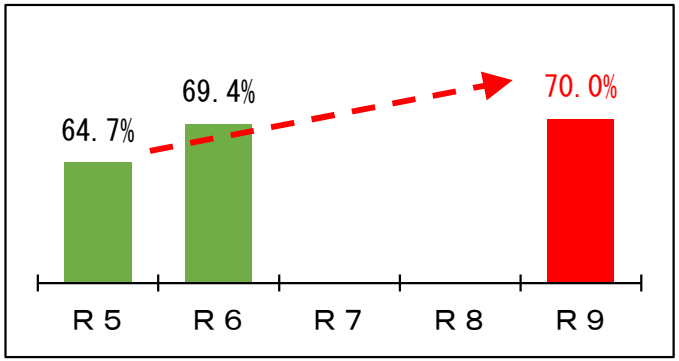

⑥荷役作業における安全ガイドラインに基づく措置を実施する陸上貨物運送業等の事業場の割合

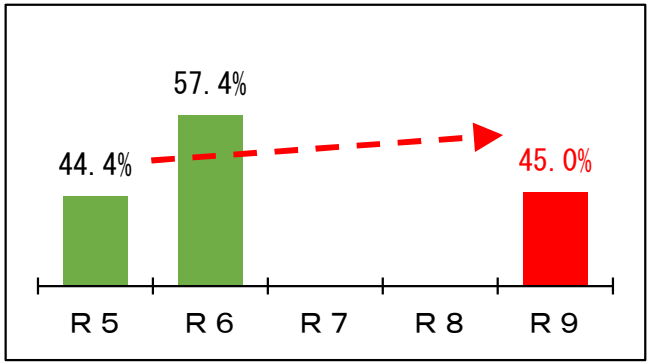

⑦墜落・転落災害の防止に関するRAに取り組む建設業の事業場の割合

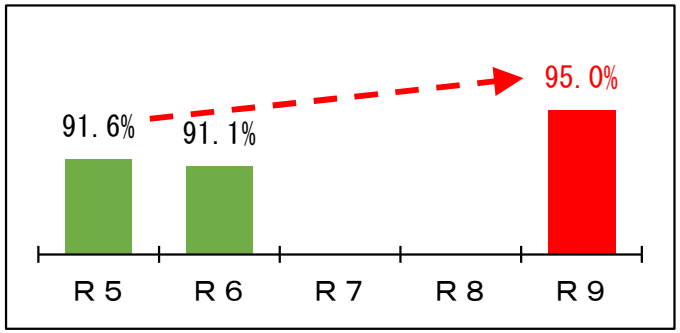

⑧機械によるはさまれ･巻き込まれ防止対策に取り組む製造業の事業場の割合

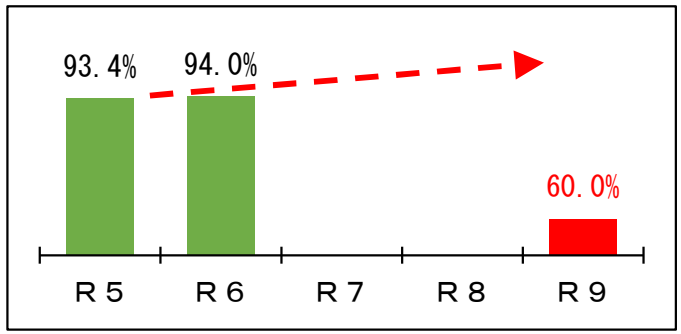

⑨伐木等作業の安全ガイドラインに基づく措置を実施する林業の事業場の割合

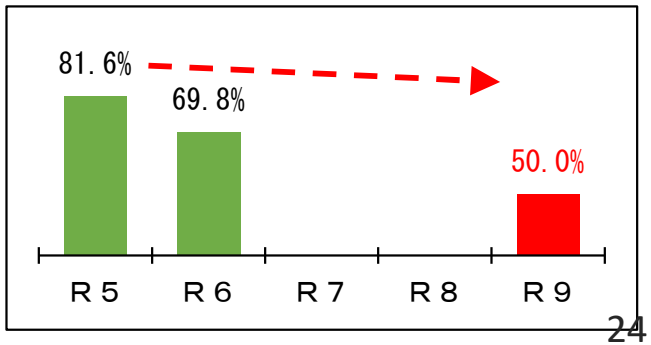

〈 14次防 アウトプット指標（達成を目指す事項）の進捗状況 〉（R6はR6.12月末現在の速報値による。）

⑩事業場における年次有給休暇の取得率

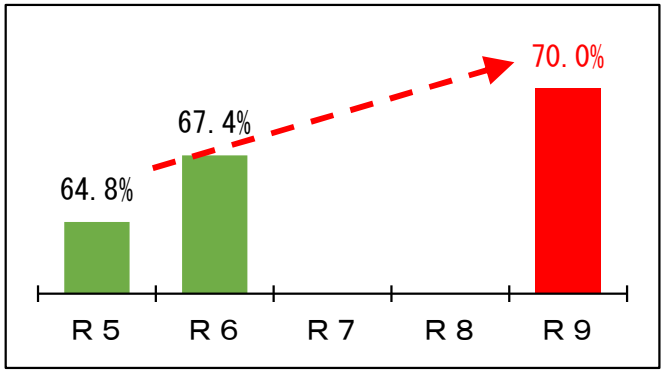

⑪勤務間インターバル制度を導入している事業場の割合

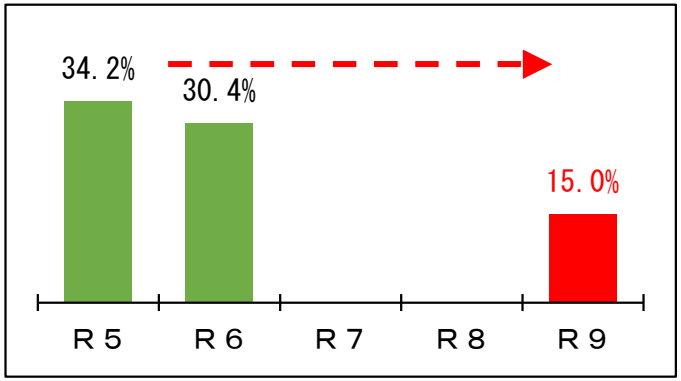

⑫メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合

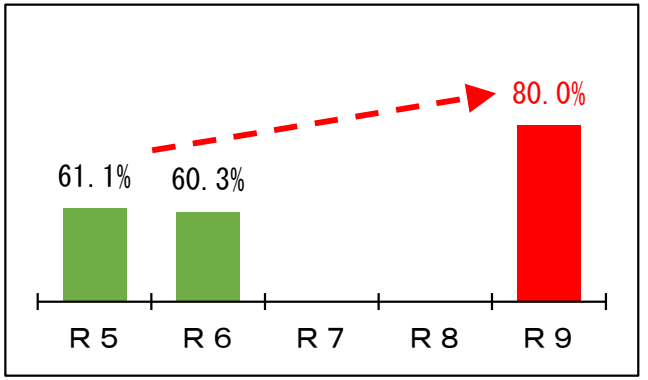

⑬必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合

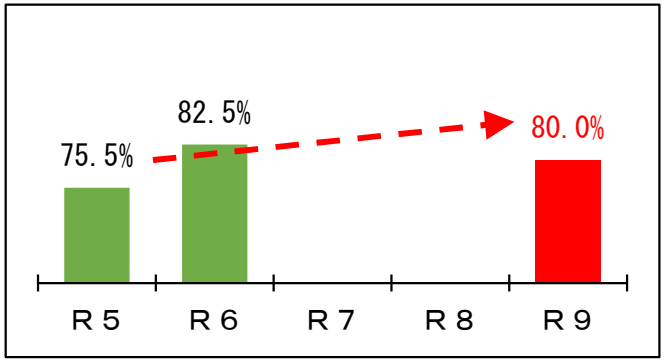

⑭50人未満の小規模事業場におけるストレスチェックの実施割合

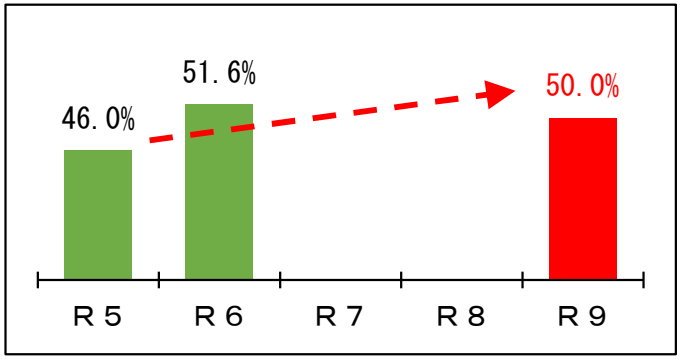

⑮RAの実施義務対象となっていない化学物質について、RAを行っている事業場の割合

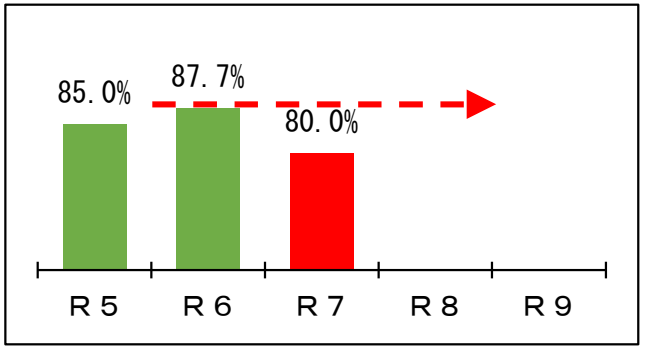

⑯RA結果に基づいて、必要な措置を実施している事業場の割合

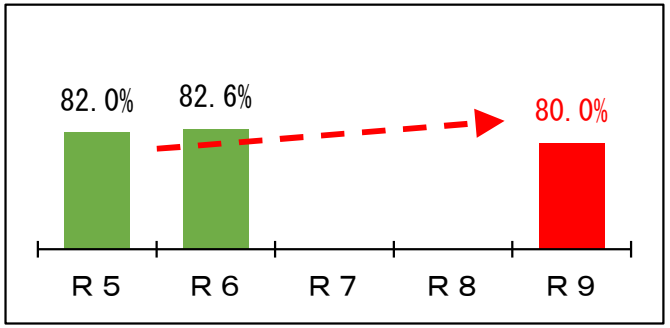

⑰SDS交付の義務対象となっていない化学物質について、SDSの交付等を行っている事業場の割合

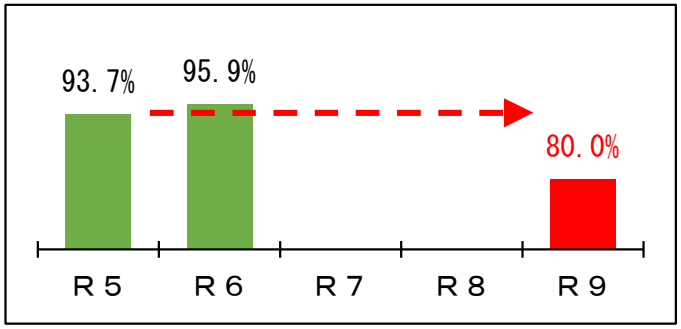

⑱熱中症災害防止のために暑さ指数を把握している事業場の割合

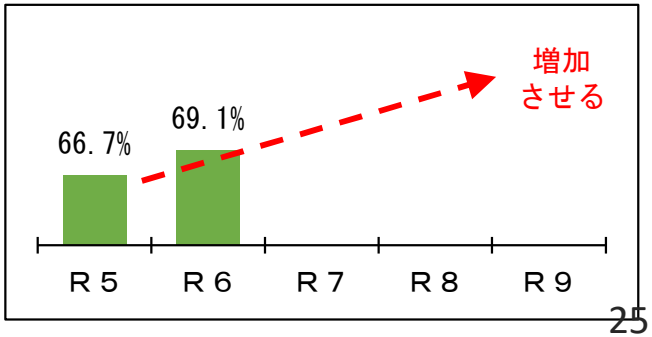

Ⅵ 多様な人材の活躍と魅力ある職場づくり

これまでの実施状況

◆労働災害防止対策

・署における個別指導等において、事業場の労働災害防止対策、安全衛生管理体制の活動状況、雇入時・非定常作業時等の安全衛生教育の実施状況について確認し、必要な指導（647件）を行った。

・労働者の作業行動による転倒等の災害防止、高年齢者の災害防止について、各地域・業種における災害発生状況などを考慮し、災害防止のための講習会・セミナー等を開催（15回・参加者約1,300人）した。

◆労働者の健康確保

・メンタルヘルス対策のため、ストレスチェック制度の実施と小小規模事業場への対策の周知と取組に対する支援、講習会等の開催（４回・参加者約300人）を行った。

・岐阜産業保健総合支援センター、各地域産業保健センターとも連携し、メンタルヘルス対策・治療と仕事の両立支援対策などが必要な事業場に支援業務などの利用を勧奨している。

エイジフレンドリーガイドライン（高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン）

働く高年齢者の特性に考慮した職場を目指しましょう。

ガイドラインの概要

1 安全衛生管理体制の確立
2 職場環境の改善
3 健康や体力の状況の把握
4 健康や体力の状況に応じた対応
5 安全衛生教育

国による支援

エイジフレンドリー補助金の活用

◆化学物質等による健康障害防止対策

・ 新たな化学物質規制の法改正の円滑な実施のため、改正法に関する講習会等の開催（11回・参加者約1,200人）などにより、事業場での法改正へ対応と必要な取組の推進に努めている。また、法改正により必要となる講習・教育などについて、事業場にその資格者の増員・選任などを指導している。

今後の取組

・労働災害発生状況などを把握し、14次防の目標値の進捗管理を行い、引き続き労働災害防止対策の徹底、各種講習会の開催などによる関係法令・防止対策などの周知や、署による個別指導等を計画・実施し、労働災害の減少と14次防の目標の達成に努めていく。各種安衛法関係の届出等の電子申請について説明を行う。

（４）労災保険給付の迅速・適正な処理

●労災保険給付の請求について、迅速な事務処理を行うとともに、認定基準に基づいた適正な認定を実施

これまでの実施状況

◆過労死等事案（脳・心臓疾患及び精神障害事案）の請求件数は依然として高水準で推移している。

◆過労死等事案の事務処理にあたっては、監督・安全衛生担当部署と連携した調査を確実に実施するとともに、認定基準に基づいた迅速かつ適正な認定を実施している。

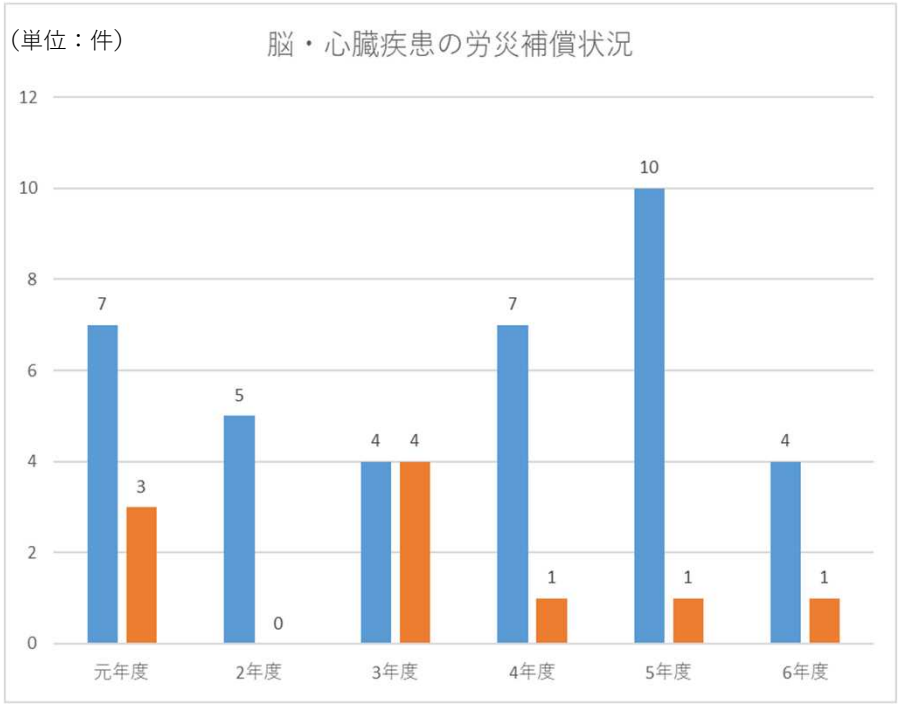

（1月末時点）

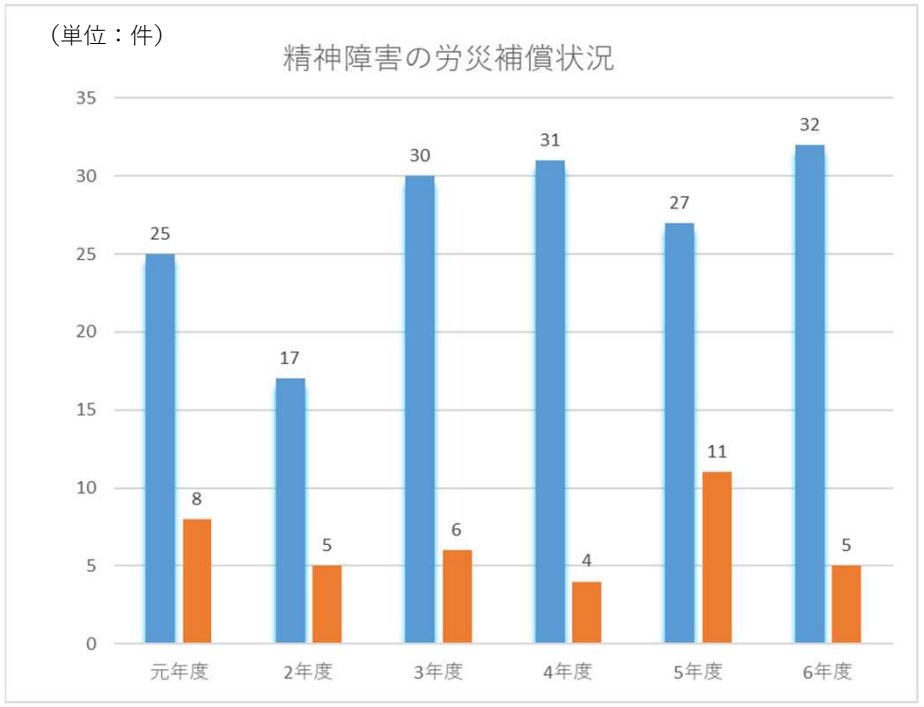

（１月末時点）

■請求件数　■支給決定件数

今後の取組

・労災保険給付の請求について、引き続き関係部署と連携を図り、効率的かつ効果的な調査を実施するとともに、認定基準に基づく適正な認定を行う。

5 多様な働き方、働き方・休み方改善

（1）「新はつらつ職場づくり宣言」事業の推進

これまでの実施状況

新はつらつ職場づくり宣言登録状況

申請事業所数	1,164
登録事業所	1,159

＜地域別＞

（監督署別）

岐阜	473
大垣	181
高山	89
多治見	97
関	124
恵那	106
岐阜八幡	94
計	1,164

＜規模別＞

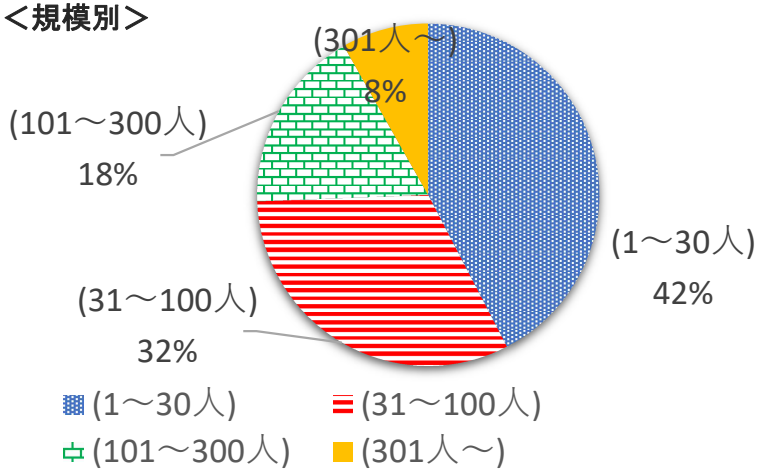

＜宣言内容＞

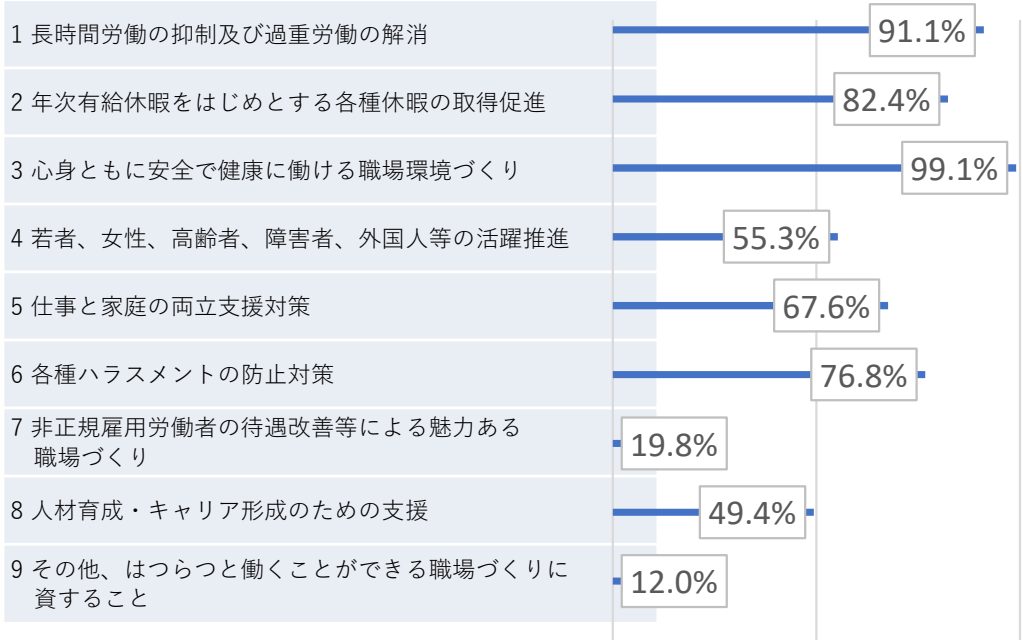

今後の取組

・新はつらつ職場づくり「取組好事例集」を広く周知し、県内企業の働き方改革への取組を推進。

（2）多様な働き方、働き方・休み方改善

- 「多様な正社員」制度（短時間正社員制度、勤務地限定正社員制度、職種・職務限定正社員制度）について周知を行う。
- 子育てや介護と仕事の両立支援に資する「テレワーク」の導入・定着促進のため、ガイドラインや助成金の周知等を行う。
- 企業の働き方・休み方の改善を図るため「働き方・休み方改善コンサルタント」による個別コンサルタントを行い、年次有給休暇取得促進や勤務間インターバル制度の導入、助成金の案内など、当該企業に資する個別の提案を行う。
- 中小企業・小規模事業者の働き方改革や賃金引上げに向けた環境整備等の機運醸成を図るため、労働施策総合推進法に基づく「ぎふ働き方改革推進協議会」（政労使の代表者等が参画）を開催する。

これまでの実施状況

◆「多様な正社員」制度の周知については、パートタイム・有期雇用労働法に基づく個別の企業指導（報告徴収285件実施）において、同法第13条の正社員転換措置の履行確保状況の確認の際に行った。

◆「テレワーク」ガイドラインや関連助成金については、適宜案内を行った。

◆個別コンサルタントは、62件実施し「働き方・休み方改善プラン」を提案した。

◆「地方版政労使会議（岐阜県経済・雇用再生会議）」を12月23日に開催し、県内の価格転嫁や賃上げに関する現状、カスタマーハラスメント防止対策ほか職場環境整備等に向けて政労使関係者の問題意識の共有を図った。

今後の取組

・子育てや介護と仕事の両立等にも資するテレワークは、令和6年に改正された育児・介護休業法において導入が努力義務化されたことも踏まえ、ガイドラインや各種助成金の周知等を行う。
・勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進、選択的週休３日制の導入など、企業における働き方・休み方改善を進めるため、働き方・休み方改善コンサルタントによる訪問コンサルティング、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用周知、働き方改革推進支援助成金による支援などを行う。

６　多様な人材の就労・社会参加の促進

（１）高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備等

①７０歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

●65歳を超える定年年齢への引き上げ、継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るほか、60歳から64歳までの高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援（高年齢労働者処遇改善促進助成金）の実施。

●（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構において実施している70歳雇用推進プランナー等の支援事業と連携した相談・　助言等の実施。

これまでの実施状況

◆求人提出時や高年齢者雇用状況等報告書提出時などハローワークと事業主が接する機会を通じ環境整備や助成金に係る、周知・意識啓発・機運醸成を図った。

◆（独）高齢・障害・求職者支援機構における　70歳雇用推進プランナーとの連携において、プランナーが各企業への訪問することにより専門的な相談・援助業務を実施。

今後の取組

・70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、各ハローワークが事業主と接する機会を通じ周知・意識啓発・機運醸成に取り組むとともに、70歳雇用推進プランナーとの連携において、各企業の実情に応じた人事管理制度や処遇体系の見直しなど、具体的・実践的な助言や提案などに取り組む。

②ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

●65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山、関に設置する「生涯現役支援窓口」において、高齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援や支援チームによる効果的なマッチング支援を実施。

これまでの実施状況

◆高齢者一人ひとりの要望に沿った多様な就業機会提供のため、ハローワークの支援チームによる「生涯設計就労プラン」の作成や応募書類の書き方や面接に対する姿勢など各種セミナーの開催や企業説明会・見学会などを実施。

今後の取組

・高齢者一人ひとりの要望に沿った多様な就業機会提供のため、ハローワークの支援チームによる「生涯設計就労プラン」の作成や応募書類の書き方や面接に対する姿勢など、各種セミナーの開催や企業説明会・見学会などに取り組む。

（２）障害者の就労促進

①中小企業をはじめとした障害者の雇入れ等の支援

●法定雇用率の引き上げが令和6年4月から2．5%、令和8年7月から2．7%と段階的に行われる中、雇用率未達成企業の増加が見込まれるため、これらの企業に対し障害者雇用を進めるにあたっての助言等雇い入れ支援を早期に実施。

●「障害者雇用ゼロ企業」に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携しチーム支援を実施。

これまでの実施状況

◆令和6年4月より障害者法定雇用率が引上げとなり、新たに雇用義務が生じる企業を中心に訪問、各種セミナーや会議等の機会を通じ周知・啓発の実施。

◆雇用率未達成企業においては、障害者雇用の経験やノウハウが不足しているケースが多いため、障害者就業・生活支援センター、その他関係機関とも連携を図り、雇入れ準備から採用、定着まで支援する「チーム支援」を実施。

今後の取組

・令和7年4月より除外率の10ポイント引下げ、令和8年7月より雇用率が2.7%に引上げとなるため、引き続き対象企業への訪問、各種セミナー、会議等で広く周知・啓発を行う。

・障害者雇用の経験、ノウハウが不足している企業を中心に「チーム支援」を活用すると共に、県内各地域にて障害者就職面接会を開催し、障害者の雇用促進を図っていく。

②改正障害者雇用促進法の円滑な施行

●令和6年4月より助成金の拡充・新設により事業主支援が強化されたため、必要に応じて障害者雇用相談援助助成金の利用勧奨を実施。

これまでの実施状況

◆特定短時間労働者の実雇用率の算定、障害者雇用相談援助助成金について、雇用率引上げ等周知とともに、企業への訪問・各種セミナー・会議等で広く周知を実施。

今後の取組

・法改正について広く周知を行い、長時間働くことができない障害者の雇用促進について、企業の理解を図る。

・障害者雇用相談援助事業者については、これまでのところ岐阜県内では認定がないため、制度周知を行い認定事業者の確保を目指していく。

③精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

- ハローワークに専門の担当者を配置するなど多様な障害特性に対応した就労支援を実施。
- 公共職業訓練の活用による障害者の職業能力開発の促進が図られるよう、県等と連携のうえ周知や受講勧奨を実施。

これまでの実施状況

- ハローワークに配置されている、専門の担当官、精神・発達障害者雇用サポーター、障害学生等雇用サポーター、難病患者就職サポーターにおいては、障害特性に応じた個別支援により、就職準備段階から就職後の定着までの支援を実施。
- 精神・発達障害の特性を働く職場の同僚にも理解いただき、精神・発達障害者の良き理解者(サポーター)となっていただく為の「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」も定期的に開催し、企業の受入体制、定着についての支援を実施。
- 教育現場の先生方等を対象に専門医による「発達障害者支援セミナー」を開催。

今後の取組

- 近年増加傾向にある精神・発達の障害者に対し、専門の担当官による障害特性に応じた個別支援を行っていく。
- 「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」を今後も定期的に開催し、企業の理解者(サポーター)を養成することで、企業の理解促進・受入体制の整備・定着支援を行う。

④公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

- 法定雇用率の引き上げが令和6年4月から2．8%、令和8年7月から3．0%と段階的に行われる中、雇用率達成に向けた　計画的な採用が行われるよう啓発、助言を実施。
- 雇用される障害者の定着支援を推進するため、障害特性に応じた個別支援、理解促進に向けた研修を実施。

これまでの実施状況

- 雇用率達成に向けた障害者の雇用促進の啓発・助言を実施。
- 公務部門において、障害者就職促進を図るため、公的機関ミニ面接会を開催。
- 県内各地域の就職面接会に、公的機関も参加により開催し障害者の雇用促進の実施。
- 公的機関向け「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」により、障害に対する理解の促進を深め、定着支援を実施。

今後の取組

- 公務部門においては、民間企業に対して率先垂範して、雇用率達成について遂行すべき立場であり、雇用率未達成機関については、速やかに雇用率達成に向け計画的な採用がなされるよう啓発・助言を行うと共に、ミニ面接会、就職面接会を活用し、障害者の雇用促進を図る。
- 公的機関向け「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」により、障害特性の理解促進を深め、定着支援を行う。

（３）外国人求職者等への就職支援、企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進

- 定住外国人等が多く在住する地域のハローワーク岐阜、大垣、多治見、関、美濃加茂に設置する外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談や個々の求職者に応じた求人開拓を実施。
- 外国人就労・定着支援事業の実施。
- ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーによる事業所訪問を実施し、雇用管理状況の確認、改善のための助言・援助等を実施。
- 企業での外国人労働者の適正な雇用管理の推進のため、外国人雇用管理セミナーの実施。
- 外国人労働者の職場定着のための雇用管理改善に取り組む事業主に対し、人材確保等支援助成金の活用を周知。

これまでの実施状況

- ◆外国人雇用サービスコーナーにおいて就職支援を実施した新規求職者1,537名、紹介就職件数356件、就職率23.2%（R6.12月末現在）。
- ◆安定的な就労及び職場定着の促進を図ることを目的とした日本語研修を日本国際協力センターを通じ実施。受講者120名（R6.11月末現在）。
- ◆外国人雇用対策担当官による外国人雇用管理セミナーの実施。7回、399名受講（R6.12月末現在）。
- ◆ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーが外国人を雇用する事業所を訪問し雇用管理状況の確認、改善のための助言を行うとともに、雇用維持のための相談を実施の上「外国人雇用管理指針」に関する周知啓発を実施。事業所訪問件数318件（R6.12月末現在）。

■外国人労働者(43,733人)の雇用状況＜令和6年10月末現在＞

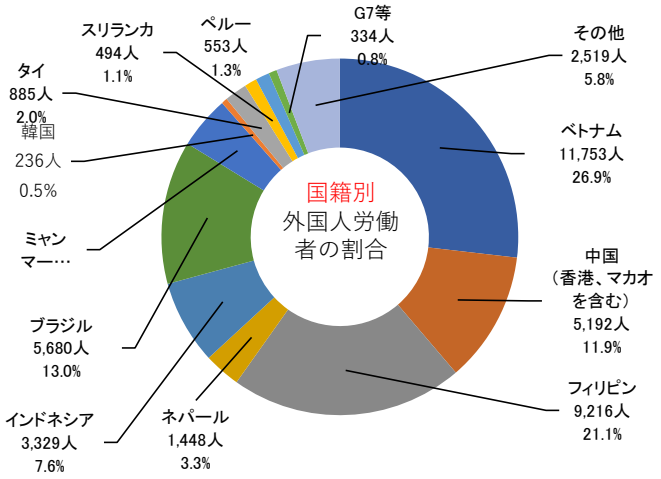

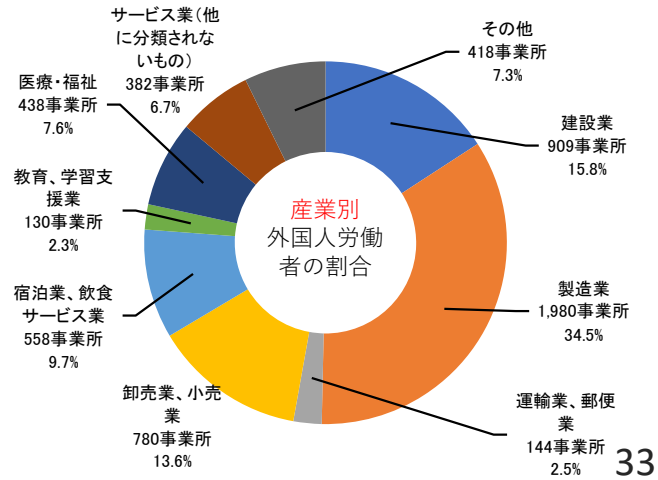

今後の取組

- 外国人雇用サービスコーナーにおいて、定住外国人に対する再就職支援に取り組む。
- ハローワーク職員及び外国人雇用管理アドバイザーにより、外国人を雇用する事業所を訪問し、雇用管理状況の確認、改善のための助言を行うとともに、雇用維持のための相談を実施のうえ「外国人雇用管理指針」に関する周知啓発の実施に取り組む。

（４）雇用保険制度の適正な運営

●雇用のセーフティネットしての役割を果たすため、給付業務について、雇用保険受給資格者の早期再就職の実現に向けた的確な失業認定や適正な給付を行っていく。

●雇用関係助成金では、雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立、従業員の能力向上など、それぞれの制度目的が果たされるよう積極的な周知を図るとともに、不正受給防止のため、事業所訪問による実地調査行い、適正支給に努めていく。

これまでの実施状況

◆失業認定日における職業相談時間の確保や就職支援セミナー及び企業説明会の開催により、保険受給者の早期再就職支援に努めた。

◆雇用保険説明会や受給資格決定時に丁寧な制度説明を行うことにより、不正受給及び過誤払の防止を図った。

◆マイナポータルから離職票を直接送付するサービスを開始。

◆雇用関係助成金の積極的な周知を図るため、岐阜労働局のホームページや一斉メール配信サービス等を利用し、周知を実施。

◆電子申請対応助成金のコースが出揃ったことから、各ハローワーク窓口や各種会議等において、積極的利用を促して電子申請の周知を行った。

今後の取組

・雇用保険受給者への丁寧な説明等により、適正給付に努める。

・令和7年度からの雇用保険制度の改正について、適正な運用に努めるとともに、事業主等への周知を行っていく。特に、リ・スキリングによる能力向上支援のため、令和6年10月から給付率が引き上げられた「教育訓練給付」及び仕事と育児の両立支援のため、令和7年4月から創設された「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」の活用について積極的に周知を行う。

・「雇用関係助成金ポータル」や「e-gov電子申請」を利用した雇用関係助成金申請について、いつでも申請ができ、移動時間や待ち時間もないといった利便性をアピールすることにより、引き続き利用勧奨に務め、利用率の向上を図っていく。

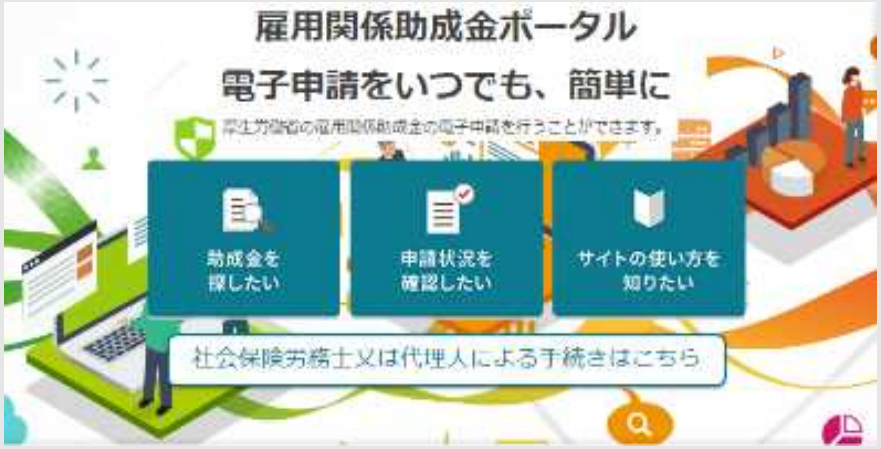

7　就職氷河期世代、多様な課題を抱える若年者・新規学卒者の支援

（１）就職氷河期世代に対するハローワークの専門窓口における専門担当者による就職相談、職業紹介、職場定着までの一貫した伴走型支援の推進

●ハローワーク岐阜の専門窓口である「キャリアアップコーナー」において専門担当者によるチームを結成し、個別の支援計画に基づき職業相談、職業紹介、職場定着までの計画的な支援を実施。

これまでの実施状況

◆各種支援施策の紹介及び職業相談・職業紹介、就職氷河期世代限定求人等の求人情報の提供を実施。

◆各種セミナー、面接会の開催。

◆就職後の切れ目のない職場定着支援。

■キャリアアップコーナーでの支援状況（４～12月実績）

項目	実績
新規支援対象者数	６０７人
正社員紹介就職者数	２１０人

今後の取組

- 求職者ニーズに合った就職氷河期世代限定、歓迎求人の開拓。
- 関係団体との連携を図り、専門窓口の周知及び誘導。
- 電話等により、就職後の早期に定着支援を実施。

（２）地域若者サポートステーションにおける就職氷河期世代を含む就労自立支援

●就労に当たって課題を有する無業者の方々に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体と連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を実施。

これまでの実施状況

◆相談支援事業（1月末現在）

・新規登録者数　131人

・各種セミナーの実施　457回 1,231人

・職場体験等の実施　のべ 28社 163人

・就職者数　94人

今後の取組

- 地域若者サポートステーションにおいて、就労・生活相談、その他各種セミナーや職場体験等を実施し、職業的自立に向けた継続的な支援に取り組む。

（３）新卒応援ハローワーク等における多様な課題を抱える新規学卒者等への支援

●新卒応援ハローワーク等に配置された就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を実施するとともに、学校との情報共有により就職活動に際して困難な課題を抱える支援対象者の早期把握、関係機関と連携した支援を実施。

●若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する「ユースエール認定制度」の積極的な周知。

これまでの実施状況

◆就職支援ナビゲータの担当者制による支援により正社員就職した件数は1,271件（１月末現在）。

◆ユースエール認定制度
今年度新規認定件数は7件
認定事業所総件数は36件（１月末現在）

岐阜新卒応援ハローワーク

ユースエール認定書交付式

今後の取組

- 就職支援ナビゲーターの担当者制によるきめ細かな個別支援を行うとともに、関係機関と連携した支援に取り組む。
- ユースエール認定制度の積極的な周知を図っていく。

（４）正社員就職を希望する若者への就職支援

●35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者を対象に、わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターによるきめ細かな個別支援を通して正社員就職への支援を実施。

これまでの実施状況

◆就職支援ナビゲーターの担当者制による支援により就職した者のうち、正社員として就職した者の割合は78.1%（１月末現在）。

◆わかもの支援コーナーやハローワークにおいて履歴書及び職務経歴書の作成や面接ロールプレイ等の各種セミナーを実施。

今後の取組

- 就職支援ナビゲータの担当者制による個別支援等を実施するとともに、履歴書及び職務経歴書の作成や面接ロールプレイ等を実施し正社員就職向けた支援に取り組む。

Ⅶ労働保険適用徴収業務の適正な運営

1　労働保険の未手続事業一掃対策

● 労働保険未手続事業一掃業務（委託事業）の受託事業者と連携して行う。
● 令和6年度中に加入勧奨件数2,096件、成立件数435件を目標として推進。

今後の取組

- 未手続事業場の把握と加入勧奨、職権成立等の対応を行う。
- 11月の未手続事業一掃強化期間等、周知用ポスターの掲載、事務組合、関係団体、市町村あてに周知を依頼する。

これまでの実施状況

未手続事業一掃対策の推進状況（１月末比）

	未手続事業場名簿件数	勧奨件数	成立件数
５年度	1,574 件	1,201 件	364 件
６年度	1,447 件	1,010 件	275 件
差	△ 127 件	△ 191 件	△ 89 件
５年度末	1,704 件	1,694 件	500 件

2　労働保険料等の適正徴収

● 収納率の向上を重要課題とし、高額滞納事業主、複数年度にわたる滞納事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施。
● 法定納付期限内の確実な納付や納付事務の負担軽減につながる口座振替制度のより一層の周知を図り利用促進に取り組む。

これまでの実施状況

労働保険料徴収決定及び収納状況（12月末比）

	徴収決定額	収納済額	収納率
５年度	510.1億円	361.4億円	70.84 %
６年度	516.8億円	366.9億円	70.99 %
差	6.7億円	5.5億円	0.15 P
５年度末（岐阜）	513億円	508.8億円	99.18 %
５年度末（全国）	40,999億円	40,624.2億円	99.08 %
	６年度末目標収納率 ＝ ６年度全国平均収納率以上		

滞納整理強制措置の推進状況（１月末比）

	財産調査	差押え（実数）	交付要求
５年度	235 件	98 件	23 件
６年度	255 件	47 件	41 件
差	20 件	△ 51 件	18 件
５年度末	253 件	126 件	26 件

今後の取組

- 収納率が全国平均を上回るよう、効率的な督促業務、財産調査、差押えを実施する等、計画的に収納率の向上に取り組む。
- 納付督励業務の外部委託や預貯金照会業務の電子化サービスを活用した強制措置（差押え）を行う。

3　電子申請の利用促進

● 事業主が行う労働保険の各種手続きでの利用を勧奨。HPの掲載や関係団体に対する協力要請など、あらゆる機会を通じて周知を図る。

これまでの実施状況

◆ ５月の利用促進月間にHPで周知、監督署及びHWにリーフレットを設置。
◆ 労働保険年度更新センター内に電子申請体験コーナーを設置。
◆ HWが実施する事業場担当者向け学卒関係求人説明会で電子申請体験・相談コーナーを設置して利用勧奨。
◆ 年度更新申告書の電子申請利用率は昨年度の 20.64% から24.61% へと上昇。

今後の取組

- 監督署及びHWにおいて来客者に対して周知。事業場を対象とした各種説明会など周知機会を最大限利用し、さらなる電子申請の利用促進を進める。
- 労働局及び関係団体等の広報紙による周知。
- 徴収室内に電子申請体験コーナーを設置。

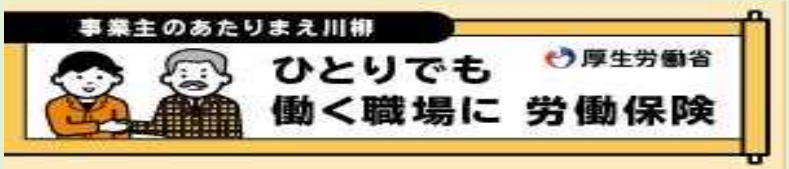

令和７(2025)年度

労働行政のあらまし
（岐阜労働局行政運営方針）

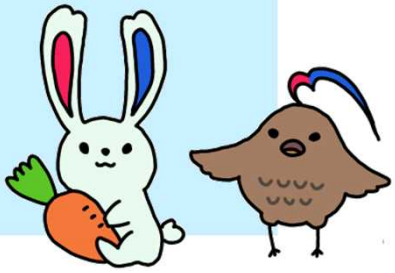

岐阜労働局公式キャラクター
ハロットちゃんとカートクン

Ⅰ　岐阜労働局の組織と所掌事務 1
Ⅱ　令和７年度岐阜労働局行政運営方針... 2
Ⅲ　最低賃金･賃金の引上げに向けた
　支援、非正規雇用労働者への支援..... 2
Ⅳ　リスキリング、労働移動の円滑化..... 3
Ⅴ　人材確保の支援の推進..... 5
Ⅵ　多様な人材の活躍促進と職場環境
　改善に向けた取組 5
Ⅶ　労働保険適用徴収業務の適正な運営...16

厚生労働省
岐阜労働局

Ⅰ　岐阜労働局の組織と所掌事務

岐阜労働局は、雇用環境・均等、労働基準、職業安定、人材開発の４行政を中心とする地方労働行政を総合的に推進するための国（厚生労働省）の機関です。また、労働基準監督署及びハローワークは、労働局の出先機関です。

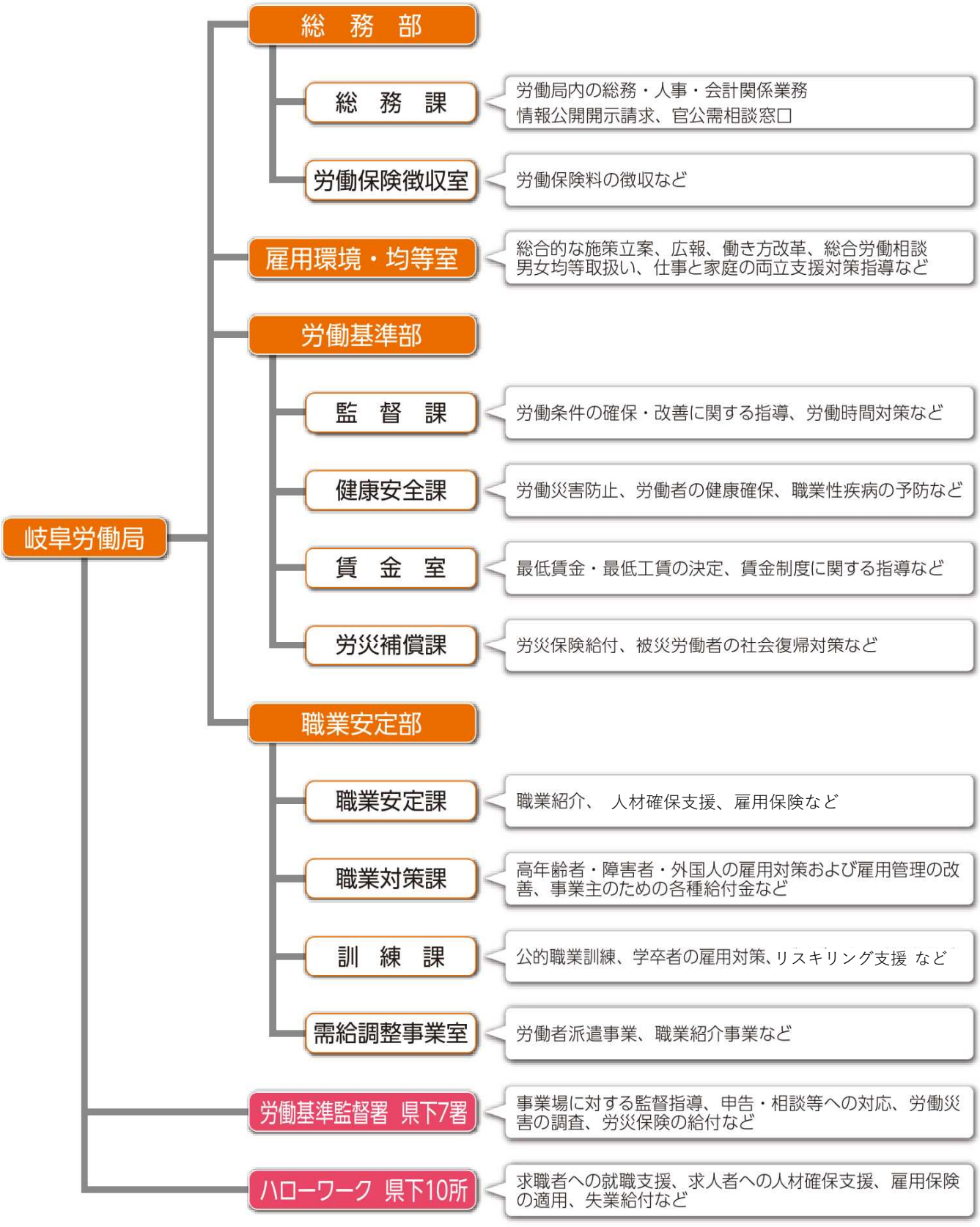

Ⅱ　令和７年度岐阜労働局行政運営方針

岐阜県の令和６年の有効求人倍率は、1.54倍と全国的にも高水準で推移し、多くの企業で人手不足感が続いています。人手不足には、少子高齢化等に伴う生産年齢人口の減少、労働時間短縮、インバウンド需要による労働需要の増加やサービス産業化の進展等が複合的に影響しており、今後も長期的な課題となることが見込まれます。

これに対応するためには、労働生産性の向上に取り組んでいくとともに、誰もが活躍できる社会の実現に向けて、女性、高齢者、障害者、外国人等の多様な人材が活躍できる職場づくりが必要です。また、離職率を下げるため、賃金水準をはじめ魅力ある労働環境、労働条件の整備・改善が求められるほか、ＩＣＴの活用や機械化の推進も重要です。

岐阜労働局では、労働関係法令の遵守を図ることとあわせて、これら事業主の各種取組や労働者の主体的なキャリア形成を支援するため、労働基準監督署及びハローワークと一体となって総合労働行政機関としての機能を発揮し、地方公共団体、労使団体、関係機関とも連携のうえ効果的・効率的な行政運営を図ります。

※　本文中の数値は特に表記のない限り岐阜労働局調べ(令和６年12月末現在)

Ⅲ　最低賃金･賃金の引上げに向けた支援、非正規雇用労働者への支援

（１）賃金の引き上げに取り組む中小企業等への支援

生産性向上（設備・人への投資等）や正規・非正規雇用の間の公正な待遇の確保を通じ、賃上げを支援する「賃上げ支援」助成金パッケージの周知を行います。

また、最低賃金の引上げには、特に中小企業等の生産性向上が不可欠であることから、業務改善助成金により企業のニーズに応じた支援をするとともに、「ぎふ働き方改革推進支援センター」のワンストップ相談窓口において生産性向上等に取り組む事業主を支援します。

あわせて、監督署においては、地域の賃金や企業の好取組事例等資料を提供し、企業の賃金引上げへの支援等を行います。

加えて、地域の政労使の代表者や地方公共団体の協力を得て、地方版政労使会議等を開催し意見交換を行うなど、賃上げに向けた機運の醸成に努めます。

（２）最低賃金制度の適切な運営

経済動向、地域の実情等を踏まえ、充実した審議が尽くされるよう岐阜地方最低賃金審議会の円滑な運営を図ります。

また、改正最低賃金の履行確保を図るため、積極的な広報、地方公共団体の広報誌掲載等により広く県民に対して周知を行うとともに、問題業種等に対する監督指導を重点的に実施します。

地域別最低賃金	最低賃金額（時間額）	改正発効日
岐阜県最低賃金	**1,001円**	**令和６年10月１日**

特定　（産業別）　最低賃金	最低賃金額（時間額）	改正発効日
岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金	965円	令和５年12月21日
岐阜県自動車・同附属品製造業最低賃金	**1,057円**	**令和６年12月21日**
岐阜県航空機・同附属品製造業最低賃金	**1,049円**	

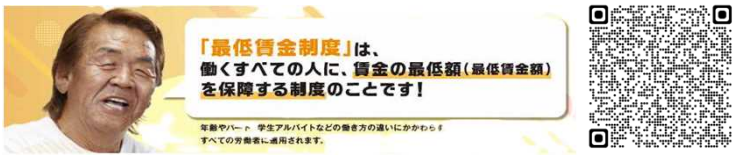

（３）同一労働同一賃金の遵守の徹底

パートタイム・有期雇用労働法の報告徴収や労働者派遣法の指導監督を、監督署、雇用環境・均等室及び需給調整事業室が連携のうえ、効率的に実施し、是正指導の実効性を高めることで、同一労働同一賃金の遵守徹底を図ります。

また、監督署からの点検要請や支援策の周知により企業の自主的な賃金制度の見直し等の取組を促します。

パートタイム・有期雇用労働法
キャラクター「パゆうちゃん」

（４）非正規雇用労働者の処遇改善・正社員転換を行う企業への支援

非正規雇用労働者の処遇改善や正社員への転換、年収の壁を意識せずに働くことのできる環境づくりに取り組む事業主に対し、キャリアアップ助成金「社会保険適用時処遇改善コース」「正社員化コース」「賃金規定等改定コース」をはじめとした各コースの周知、活用勧奨を行います。

また、「ぎふ働き方改革推進支援センター」によるワンストップ相談窓口、コンサルティング、セミナーの実施等、非正規雇用労働者の処遇改善や短時間正社員制度の導入等に向けた支援に同センターと連携して取り組みます。

Ⅳ　リスキリング、労働移動の円滑化

1　リスキリングによる能力向上支援

（１）教育訓練給付等による労働者個々人の学び・学び直しの支援の促進

令和６年に成立した「改正雇用保険法」により、同年10月から給付率が引け上げられた「教育訓練給付制度」について、様々な機会を捉えて積極的な周知を実施するとともに、理由を問わず電子申請を行うことができることについても引き続き周知を図ります。

（２）求職者支援制度の活用促進

雇用保険を受給できない方へ安定した職業への再就職や転職を促進するため、就職に必要な技能及び知識を習得するための求職者支援制度の積極的な周知・広報により制度の活用を推進します。また、適切な訓練の受講勧奨が行えるよう、職員の知識向上に努めます。

（３）公的職業訓練のデジタル推進人材の育成支援

デジタル分野に係る公的職業訓練については、資格取得を目指すコースや、企業実習付きコースへの訓練委託費等の上乗せ措置等に加え、「DX推進スキル標準」に対応したコースに対する委託費等の上乗せ措置により、訓練コースの設定促進を図ります。ハローワークにおいては、デジタル分野に係る公的職業訓練への適切な受講勧奨により受講につなげるとともに、訓練開始前から訓練終了後までのきめ細かな個別・伴走型支援により、デジタル分野における再就職の実現を図ります。

ハロートレーニング
急がば学べ

（４）人材開発支援助成金による人材育成の推進

人材開発支援助成金について、賃金助成額の引上げ等の拡充に係る積極的な周知を行います。また、「人への投資促進コース」「事業展開等リスキリング支援コース」について引き続き、積極的な活用勧奨を図るとともに、適正な執行に留意し、迅速な支給決定を行います。

人材開発支援助成金実績

	人への投資促進コース（令和4年4月制度開始）	事業展開等リスキリング支援コース（令和4年12月制度開始）
計画提出件数	125	287
支給決定件数	31	111

（制度開始から令和6年12月累計）

2　労働移動の円滑化

（１）「job tag」や「しょくばらぼ」の活用による労働市場情報の見える化の促進

「job tag（職業情報提供サイト）」を活用した職業相談及び求人者への採用支援を進めるとともに、job tagの積極的な周知を行います。また、「求職者等への職場情報提供に当たっての手引」や、これを踏まえた「しょくばらぼ（職場情報総合サイト）の利活用等について、周知を行います。

（２）ハローワークにおけるキャリアコンサルティング機能の充実等

ハローワークにおける職業相談・紹介業務について、オンラインによる業務を県下のハローワークで実施可能とし、更なる利用者の利便性の向上を図ります。

また、引き続き、各ハローワークに「キャリア形成・リスキリング相談コーナー」を設置し、キャリアコンサルタントの常駐・巡回による相談支援を行うほか、ハローワーク職員に対し、キャリアコンサルタントの資格取得を促進します。加えて、より多くの求職者に対して、ハローワークが実施している各種サービスの利用促進を図るため、SNS等を活用し、周知・広報に取り組みます。

（３）地域雇用の課題に対応する地方公共団体等の取組の支援

国と地方公共団体が一層連携して地域の実情に応じた雇用対策を行うとともに、希望する地方公共団体においては当該団体が行う就労支援と国が行う無料職業紹介を一体的に実施します。

V 人材確保の支援の推進

（1）ハローワークにおける求人充足サービスの充実

求人事業所に対し、求人条件緩和や魅力ある求人票の作成支援等の助言、事業所情報の収集をきめ細かく行うなどの求人充足に向けたサービスを実施し、求人者支援の充実を図ります。

（2）人材確保対策コーナー等における人材確保支援

医療・介護・保育・建設・運輸・警備など人材不足が顕著な分野のマッチング支援を強化するため、人材確保対策推進協議会の場も活用し、地方公共団体や関係団体等と連携した人材確保支援（セミナー・説明会・面接会等）の充実を図るとともに、ハローワーク岐阜の「人材確保・就職支援コーナー」を中心に潜在求職者の積極的な掘り起こし、求人充足に向けた条件緩和指導等により、重点的なマッチング支援を実施します。雇用管理改善等に取り組む事業主を支援するため人材確保等支援助成金について積極的な周知を行います。

（3）雇用仲介事業者（職業紹介事業者、募集情報等提供事業者）への対応

雇用仲介事業について、お祝い金・転職勧奨禁止に係る職業紹介事業の許可条件の追加(令和７年１月１日施行)、職業紹介事業者の手数料実績の公開義務化等(令和７年４月１日施行)について、適切に履行されるよう取り組みます。

令和6年11月26日に岐阜労働局と岐阜県警察本部間で締結した「犯罪実行者を募集する手口による強盗・特殊詐欺等対策に関する相互協定」に基づき、いわゆる「闇バイト」募集の防止、排除等について、岐阜県警察本部と連携し、職業紹介事業者に対し、不審な求人を発見した場合は、岐阜労働局及び岐阜県警察本部に迅速に情報提供をするよう、また不法な求人について不受理等の取り扱いを行うよう周知徹底を図ります。

VI 多様な人材の活躍促進と職場環境改善に向けた取組

1 多様な人材の活躍促進

（1）高齢者の就労による社会参加の促進、高齢者が安心して安全に働くための職場環境の整備

①70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備や高年齢労働者の処遇改善を行う企業への支援

70歳までの就業機会確保等に向けた環境整備を図るため、事業主と接触する機会を捉えて、65歳を超える定年引上げや継続雇用制度の導入等に向けた意識啓発・機運醸成を図るとともに、支援が必要と判断される事業主には、（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構岐阜支部と効果的な連携を図ります。

②ハローワークにおける生涯現役支援窓口などのマッチング支援

65歳以上の再就職支援に重点的に取り組むため、ハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山、関に設置する「生涯現役支援窓口」において、高年齢者のニーズ等を踏まえた職業生活の再設計に係る支援やチーム支援による効果的なマッチング支援を行います。

（２）障害者の就労支援

①　ハローワークのマッチング機能強化による障害者の雇入れ等の支援

障害者の法定雇用率の段階的引上げ等により、今後も、雇用率未達成企業が増加する可能性があるため、特に除外率設定業種や新たに雇用義務が生じる企業に対する早期の周知・啓発を実施し、障害者の計画的な雇入れを促進します。

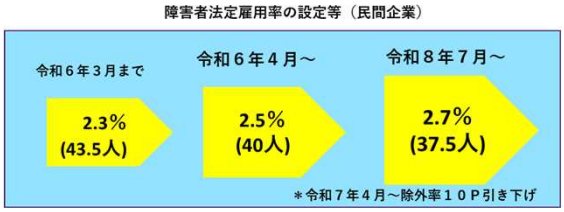

あわせて、雇用義務があるにも関わらず障害者を１人も雇用していない企業をはじめ、障害者雇用の経験やノウハウが不足している企業等に対して、ハローワークと地域の関係機関が連携しながら、チームにより採用の準備段階から採用後の職場定着までの一貫した支援、企業が抱える不安や課題に応じた支援等を実施し、障害者の雇入れを一層促進します。

労働局が委託して実施する障害者就業・生活支援センターにおいて、就業面及び生活面における一体的な支援を実施します。

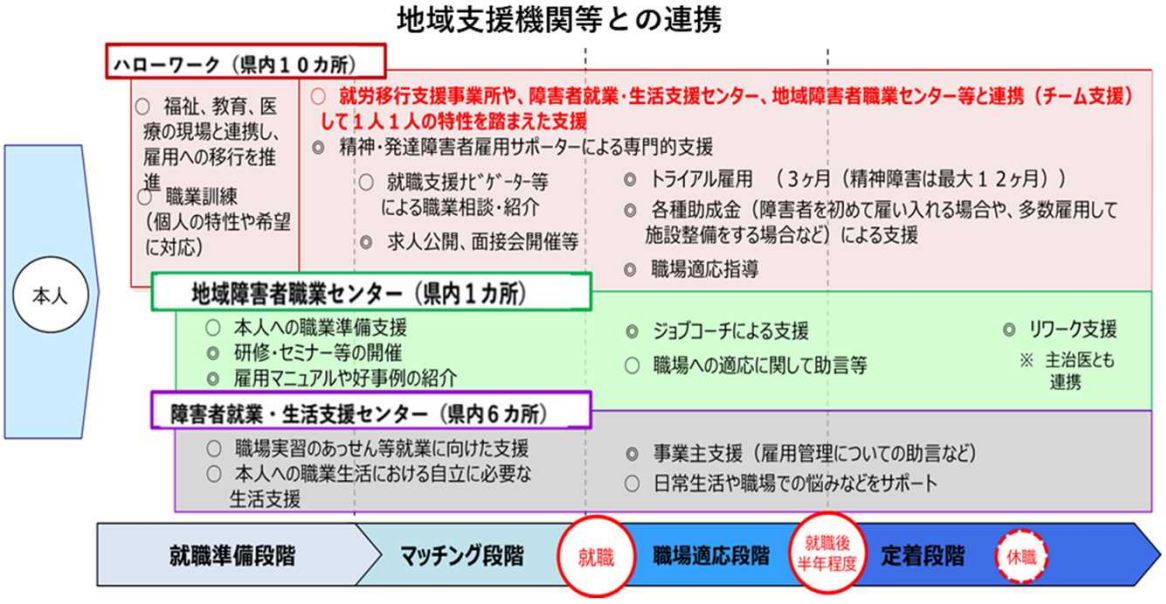

②　改正障害者雇用促進法に基づく取組の円滑な実施

特定短時間労働者（週所定労働時間が10時間以上20時間未満の重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者）の実雇用率算定について、法改正の趣旨を踏まえ、週20時間以上の雇用の実現を目指すことが望ましいことや、事業主には障害者の有する能力に応じて勤務時間を延長する努力義務があること等について、引き続き、障害者本人、事業主、関係機関に周知します。

また、事業主の責務に職業能力の開発及び向上に関する措置が含まれることが明確化されたことを踏まえ、障害者の雇用後の能力開発及び向上に向けて、労働局及びハローワークにおいて周知・啓発・助言等を行います。

③　精神障害者、発達障害者、難病患者等の多様な障害特性に対応した就労支援

精神障害者、発達障害者、難病患者である求職者について、ハローワークに配置された専門の担当者による多様な障害特性に対応した就労支援を推進します。特に、発達障害等により就職活動に困難な課題を抱える学生等に関しては就職準備から就職・職場定着までの一貫した支援を実施するとともに、難病患者である求職者に関してはハローワークと難病相談支援センター等との連携による就労支援を行います。

④　公務部門における障害者の雇用促進・定着支援

公務部門においても雇用率達成に向けた計画的な採用が行われるよう、労働局及びハローワークから啓発・助言等を行います。

（3）外国人求職者への就職支援等、適切な外国人材の確保等に向けた実態把握

①外国人求職者等に対する就職支援

ア　外国人留学生等に対する相談支援の実施
ハローワークの留学生コーナーにおいて、大学のキャリアセンター等と緊密に連携し、留学早期から就職準備に向けた情報提供等の支援を行います。

イ　定住外国人等に対する相談支援の実施
ハローワーク岐阜、大垣、多治見、関、美濃加茂に設置する外国人雇用サービスコーナーにおいて、専門相談員による職業相談等により、早期再就職支援及び安定的な就労の確保に向けた支援を行います。

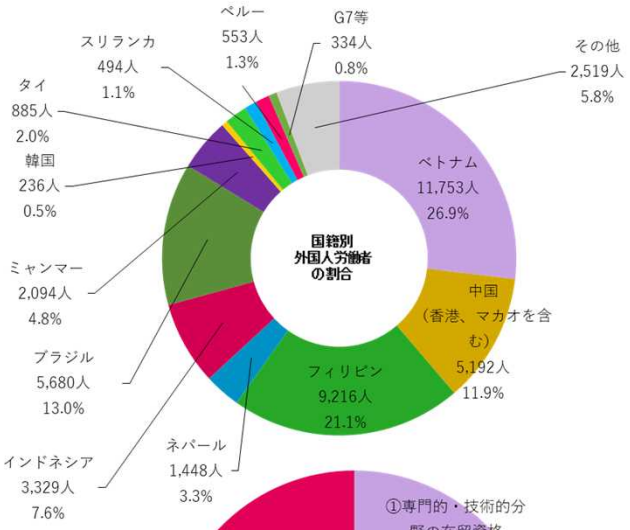

ウ　外国人就労・定着支援事業の実施
日本の職場におけるコミュニケーション能力の向上やビジネスマナー等に関する知識の習得を目的とした研修を通じ、安定的な就職と職場への定着が可能となるよう、受託事業者と連携した就労・定着支援を行います。

②外国人労働者の適正な雇用管理に関する助言・援助等の実施

「外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針」に基づき、事業所訪問及び労働局やハローワークにおける事業主向けの雇用管理セミナーの実施等を通じて、適正な雇用管理に関する助言・援助等を積極的に実施します。

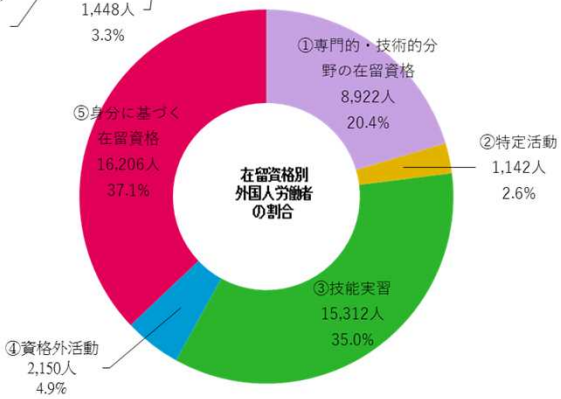

外国人雇用事業所数及び外国人労働者の推移（各年10月末現在）

（4）就職氷河期世代を含む中高年層へ向けた就労支援

ハローワーク岐阜に設置する就職氷河期世代を含む中高年層の不安定就労向けの専門窓口である「キャリアアップコーナー」において、キャリアコンサルティング、職業訓練のアドバイス、求人開拓、就職後の定着支援等、就職から職場定着まで一貫した支援を実施します。

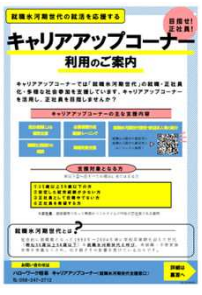

（5）新卒応援ハローワーク等における困難な課題を抱える新規学卒者等への支援

学校との情報共有により就職活動に際して困難な課題を抱える支援対象者の早期把握、関係機関と連携した支援を実施します。

また、学生生活のできる限り早期から、新卒応援ハローワーク等の支援内容の周知を図るとともに、就職活動に乗り遅れた学生や年度後半になっても内定を得ることができない学生に対しても、時期に応じたきめ細かな支援を実施します。

（6）地域若者サポートステーションにおける若年無業者等への就労支援

就労に当たって課題を有する無業者に対し、地域若者サポートステーションにおいて、地方公共団体と連携しながら、職業的自立に向けた継続的な支援を実施します。

（7）正社員就職を希望する若者への就職支援

正社員就職を希望する若者（35歳未満で安定した就労の経験が少ない求職者）を対象に、わかもの支援コーナー等に配置された就職支援ナビゲーターによるきめ細かな個別支援を通して正社員就職を支援します。

2　女性活躍推進に向けた取組促進等

（1）女性活躍推進法等の履行確保等

女性活躍推進法に基づく男女間賃金の差異の情報公表義務等の履行確保を図るとともに、これらの差異の要因は雇用管理の各ステージにおける取扱いの結果として現れるものであるため、性別を理由とした差別的取扱いに該当しないか等について確認し、男女雇用機会均等法の遵守を図ります。

また、各企業における一般事業主行動計画の策定・取組を推進するとともに、優良な企業に対して「えるぼし」認定取得に向けた働きかけを行います。

なお、10年間の期限延長、情報公表義務の拡大等を内容とする女性活躍推進法の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体と連携して周知に取り組みます。

さらに、女性の健康課題への企業の自主的な取組を促すため「働く女性の心とからだの応援サイト」の取組事例等を活用し、引き続き「母性健康管理指導事項連絡カード」の利用促進を図ります。

女性の活躍促進
企業データベース

働く女性の心と
体の応援サイト

■えるぼし認定状況
（複数の段階で認定している企業は高位で集計）

えるぼし３段階目	20社
えるぼし２段階目	7社
えるぼし１段階目	1社

（2）マザーズハローワーク等による子育て中の女性等に対する就職支援の実施

子育て中の女性等を対象とした専門窓口としてハローワーク岐阜、大垣、多治見、高山に設置した「マザーズコーナー」において、一人ひとりの求職者のニーズに応じたきめ細かな就職支援を実施するとともに、地域の子育て支援拠点や関係機関と密接に連携してアウトリーチ型支援を強化します。また、仕事と子育ての両立がしやすい求人の確保及び各種サービスのオンライン化を推進します。

3　総合的なハラスメントの防止

（1）職場におけるハラスメント防止措置義務の履行確保

パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント等、職場におけるハラスメント防止措置を講じていない事業主に対し厳正な指導を実施すること等により、引き続き、法の履行確保を図るとともに、個別労使紛争の解決を支援します。

また、適切なハラスメント防止措置が講じられるよう、事業主に対して、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の各種ツールの活用促進を図ります。

（2）カスタマーハラスメント対策及び就職活動中の学生等に対するハラスメント対策の推進

カスタマーハラスメント対策を推進するため、「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」等を活用して企業の取組を促します。

また、就職活動中の学生等に対するハラスメントについて、事業主に対して、ハラスメント防止指針に基づく「望ましい取組」の周知徹底や、ウェブサイト「あかるい職場応援団」の企業向け研修動画及び各種ツールの活用促進を図り企業の取組を促します。

学生等に対しては、相談先等を記載したリーフレットを活用し、学生等が一人で悩むことがないよう支援しつつ、学生等からの相談等により事案を把握した場合は、事業主に対して適切な対応を求めます。

なお、カスタマーハラスメント対策を雇用管理上の措置義務とすること等を内容とする労働施策総合推進法等の改正法案が成立した場合は、円滑な施行に向けて、改正内容について労使に十分に理解されるよう、労使団体等と連携して周知に取り組みます。

4 仕事と育児・介護の両立支援、多様な働き方の実現に向けた環境整備

（1）仕事と育児・介護の両立支援

①育児・介護休業法等の周知及び履行確保

令和６年に改正された育児・介護休業法による、育児期の柔軟な働き方を実現するための措置、男性の育児休業等取得状況の公表義務の対象企業拡大及び介護離職を防止するための両立支援制度の個別周知・意向確認の措置等について、着実な履行確保を図ります。

また、男性の育児に資する「産後パパ育休」、「パパ・ママ育休プラス」、「育児目的休暇」等の制度の活用促進を図るとともに、「両立支援等助成金」の支給により、仕事と育児・介護が両立しやすい職場環境整備に取り組む事業主を支援します。

次世代育成支援対策推進法についても、令和６年改正の内容に即した一般事業主行動計画の策定を支援するとともに、義務企業の届出等の徹底を図ります。また、優良企業に対する「くるみん」認定制度の新しい認定基準について周知するとともに、認定取得に向けた働きかけを積極的に行います。加えて、不妊治療と仕事との両立支援に関する認定制度「くるみんプラス」について周知するなど、不妊治療と仕事との両立がしやすい職場環境の整備を推進します。

■くるみん認定状況

プラチナくるみん	5 社
くるみん	73 社
内、くるみんプラス	2 社

②　出生後休業支援給付及び育児時短就業給付の活用

令和６年に成立した改正雇用保険法により創設された「出生後休業支援給付」及び「育児時短就業給付」について、円滑な施行に向け、あらゆる機会を捉えて育児休業取得予定の雇用保険被保険者や事業主等に対して周知に取り組みます。

出産後休業支援給付	子の出生後一定期間内に被保険者とその配偶者がともに一定期間以上の育児休業を取得した場合に給付
育児時短就業給付	２歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮して就業した場合に給付

（2）多様な働き方の実現に向けた環境整備

テレワークは、子育てや介護と仕事の両立等にも資するものであり、令和６年に改正された育児・介護休業法において導入が努力義務化されたことを踏まえ、適正な労務管理の下で働くことができる制度として導入・定着が促進されるよう、ガイドラインや各種助成金の周知等を行います。

また、勤務間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進、選択的週休３日制の導入など、企業における働き方・休み方改善を進めるため、働き方・休み方改善コンサルタントによる訪問コンサルティング、「働き方・休み方改善ポータルサイト」の活用周知、働き方改革推進支援助成金による支援などを行います。

働き方・休み方改善
ポータルサイト

（3）新はつらつ職場づくり宣言事業

誰もが健康ではつらつと働くことのできる職場づくりに向け、労使がともに取り組む「新はつらつ職場づくり宣言」事業による企業の登録を推進します。

また、同宣言企業等がより効果的に魅力ある職場づくりに取り組めるよう、働き方・休み方改善コンサルタントによる労務改善コンサルティング、「新はつらつ職場づくりセミナー」、好事例の収集、取組好事例集の提供等の支援を行っていきます。

5　フリーランス等の就業環境の整備

（1）フリーランス・事業者間取引適正化等法の履行確保等

フリーランス・事業者間取引適正化等法の違反に関する申出があった場合、速やかに申出内容を聴取し、委託事業者に対する調査、是正指導等を行うなど、法の着実な履行確保を図ります。

また、監督署に設置した「労働者性に疑義がある方の労働基準法相談窓口」に相談があった場合には、労働者性の判断基準を丁寧に説明するとともに、申告がなされた場合には、労働者性の有無を判断し、必要な指導を行います。

さらに、フリーランスと委託事業者等との取引上のトラブルについての相談があった際には、引き続き「フリーランス・トラブル110番」を紹介するなど適切に対応します。

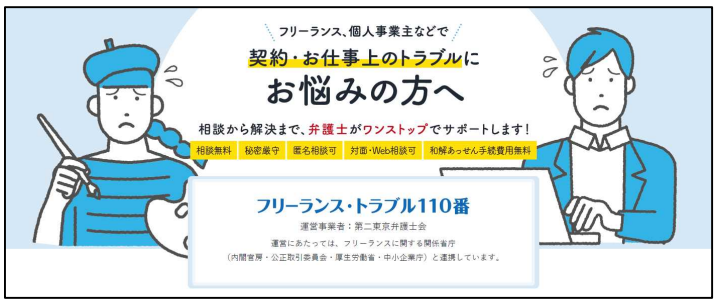

フリーランス専用サイト
(厚生労働省)

（2）労災保険特別加入制度のフリーランスへの対象拡大

新たに特定フリーランス事業に係る特別加入団体として承認を受けようとしている団体や、労災保険の特別加入を希望するフリーランスに対して、引き続き丁寧な説明等適切な対応を行います。

6 安全で健康に働くことができる環境づくり

（1）長時間労働の抑制

監督署の「労働時間・相談支援班」において説明会の開催、中小規模の事業場への個別訪問により、改正労働基準法の周知等きめ細かな支援を行います。
また、労働時間短縮、勤務時間インターバル制度の導入、年次有給休暇の取得促進に取り組む中小規模の事業場に対しては、「働き方改革推進支援助成金」の活用を勧奨したり、企業の好事例紹介、「ぎふ働き方改革推進支援センター」の専門家等による支援を行います。

①　建設業、自動車運送業等における労働時間短縮等に向けた支援

建設業、自動車運転者及び医師については、令和6年4月から時間外労働の上限規制が適用となっていることを踏まえ、説明会等において引き続き周知を行います。
自動車運転者については、改正後の改善基準告示についても、説明会等において丁寧な説明を行います。
建設業、自動車運転者に係る時間外労働の上限規制適用については、施主や荷主といった取引関係者、ひいては国民全体の理解を得ていくことが重要であることから、上限規制特設サイト「はたらきかたススメ」等を通じて必要な周知を行います。
中でもトラック運送業については、長時間の恒常的な荷待ち時間を発生させないこと等について、監督署から発着荷主に対して配慮を要請します。
医師については、岐阜県医療環境改善支援センター等と連携し、医療機関への適切な支援を行います。

「はたらきかたススメ」

②　長時間労働の抑制に向けた監督指導

時間外・休日労働時間数が月80時間を超えていると考えられる事業場及び過労死等に係る労災請求が行われた事業場に対して、引き続き監督指導を実施します。

■長時間労働の労働者がいる事業場の割合（岐阜県）

月80時間超～100時間未満　　月100時間以上

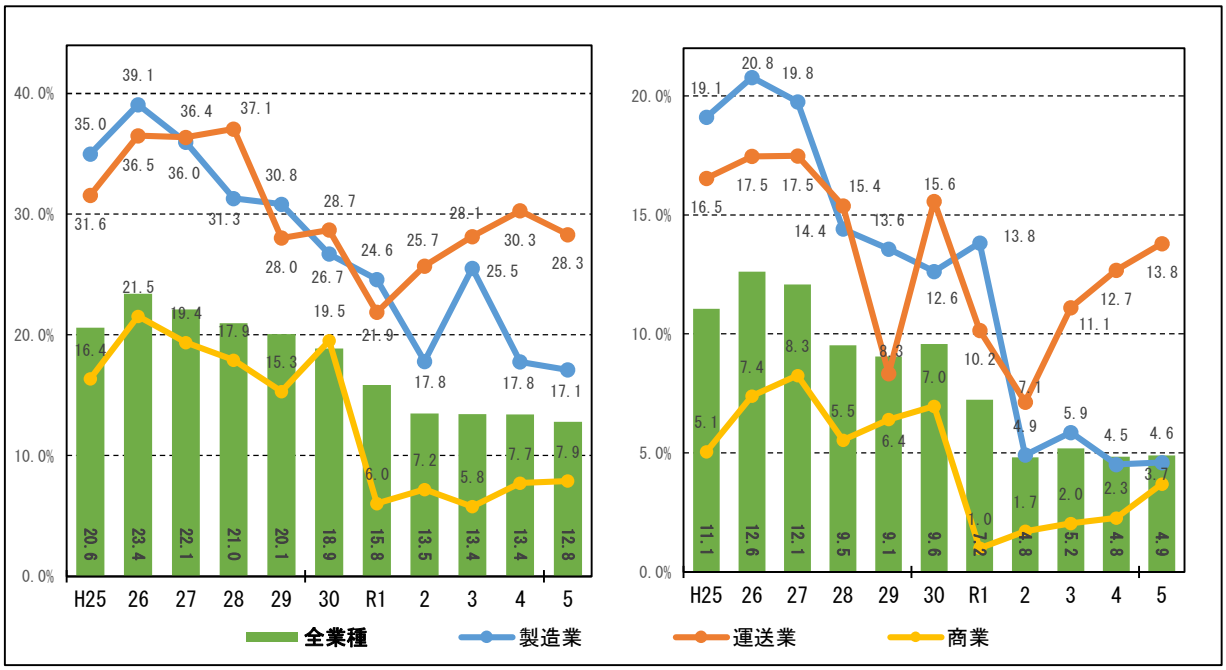

■過労死等に係る労災請求の状況（岐阜県）

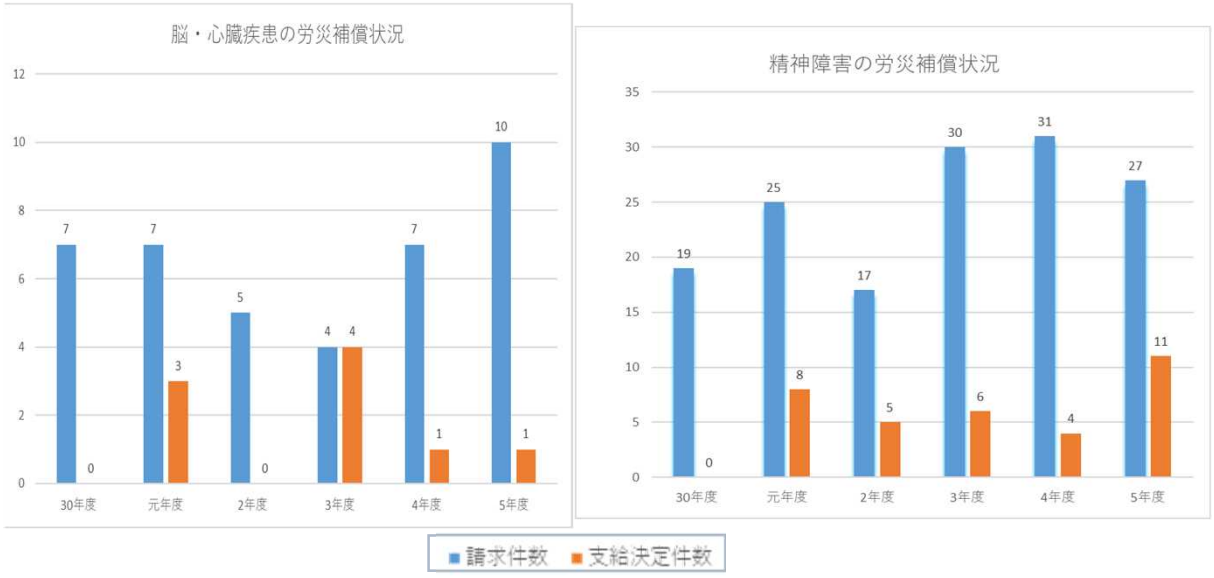

（２）労働条件の確保・改善対策

①法定労働条件の確保

事業場における基本的な労働条件の枠組み及び管理体制を確立、定着させ、法定労働条件を確保します。

法違反が疑われる事業場に対しては、監督指導を行うとともに、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」の周知を徹底し、賃金不払残業が認められた場合には、その是正を指導します。

重大・悪質な事案に対しては、司法処分も含め厳正に対処します。

また、学生等の若者への労働法の周知のため、地元大学等と連携し、労働法講義やメールマガジンの配信等により若年層への理解促進を図ります。

②特定分野における労働条件の確保

技能実習生等の外国人労働者、自動車運転者の法定労働条件確保のため、引き続き関係機関と連携して労働基準関係法令の周知を図るとともに、法違反の疑いがある事業場に対して監督指導を実施します。

③「労災かくし」の排除に係る対策の一層の促進

「労災かくし」の排除を期すため、その防止に向けた周知・啓発を図るとともに、「労災かくし」が明らかになった場合は、司法処分を含め厳正に対処します。

（３）労働者が安全で健康に働くことができる環境の整備

労働者一人ひとりが安全で健康に働くことができる職場環境の実現のため、第14次労働災害防止推進計画（令和５年度から令和９年度まで）の目標達成に向け、労働災害防止・健康確保対策等に取り組みます。

■労働災害発生状況の推移（岐阜県）

※Ｒ６は令和７年１月末の速報値
　新型コロナ感染症によるものを除く。

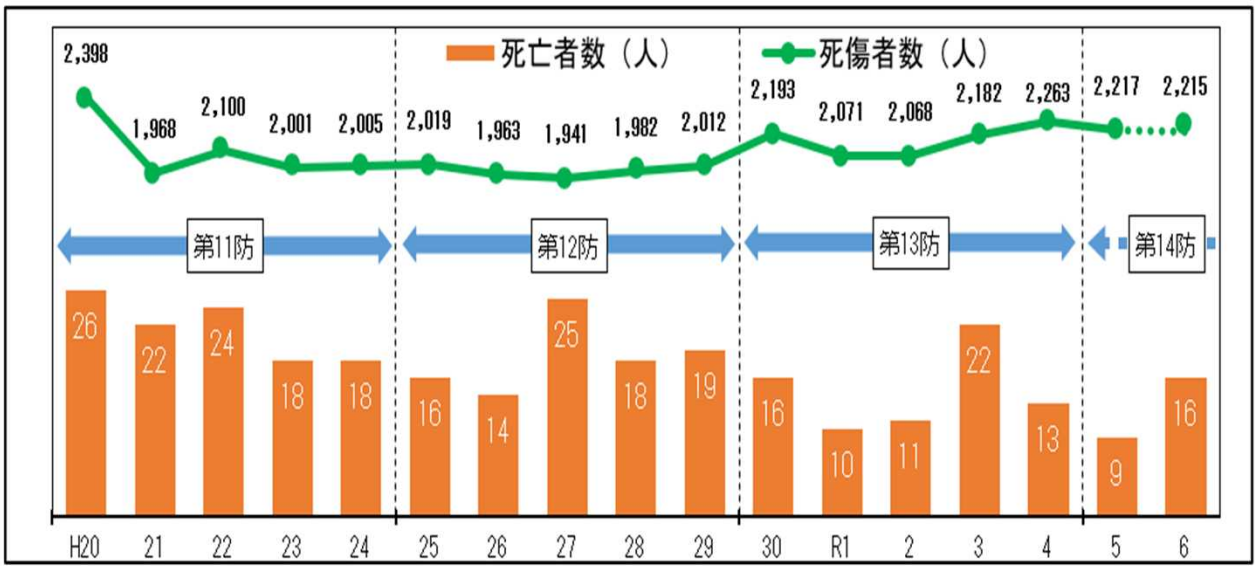

死亡災害（事故型別）

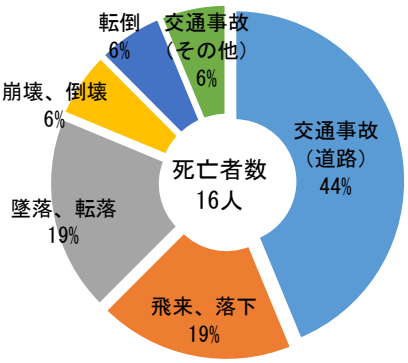

死傷災害（事故型別、年齢別）

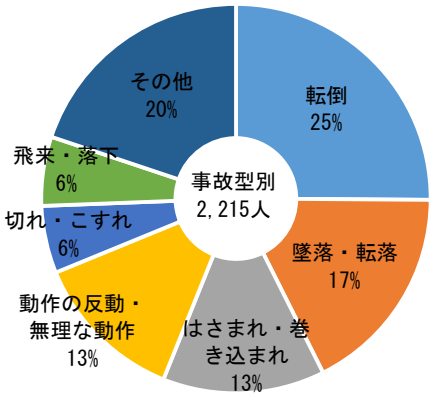

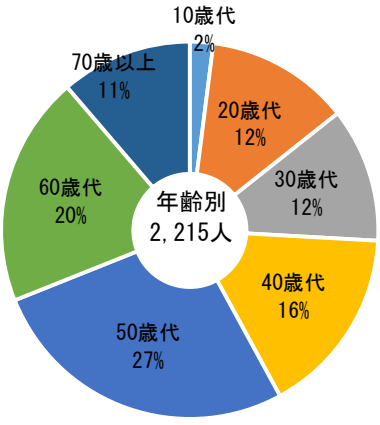

① 労働災害防止対策の推進

事業者が自発的に安全衛生対策に取り組むことが、労働災害防止だけではなく、経営や人材確保・育成の観点からも大切であることについて周知・啓発を図ります。また、令和７年１月より電子申請の促進のため労働者死傷病報告など安全衛生関係の報告等の電子申請が原則義務化されたため、その説明を行います。

中高年齢者で発生率が高く、小売業や介護施設を中心に増加傾向にある「転倒」などの労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策を推進するため、「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」（エイジフレンドリーガイドライン）の周知を行います。また、外国人労働者が分かりやすい安全衛生教育の実施、視聴覚的に示す安全表示の活用等を推進します。

請負人や同じ場所で作業を行う労働者以外の者に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることを事業者に義務付ける改正省令や「個人事業者等の健康管理に関するガイドライン」の周知・啓発を図ります。

各業種の労働災害防止対策について関係災防団体とも協力し、陸上貨物運送事業は、荷主等も含めた「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」などの荷役作業時の安全対策の周知・徹底を図ります。建設業は、墜落・転落災害防止対策を促進するため一側足場の使用範囲の明確化、足場点検者の指名等について周知・徹底を図ります。製造業では、機械設備等への「はさまれ・巻き込まれ」災害防止、林業は「チェーンソーによる伐木作業等の安全に関するガイドライン」などの伐木作業時の安全対策の周知・徹底を図ります。

② 労働者の健康確保対策の推進

長時間労働者に対する医師による面接指導やストレスチェック制度の実施について指導等を行うとともに、「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」」などのメンタルヘルス対策に係る周知を行います。また、産業保健総合支援センターが行う産業医等や事業者向けの研修、地域産業保健センターによる小規模事業場への医師等の訪問支援について利用勧奨を行います。

治療と仕事の両立支援に関する取組の促進のため、各種ガイドラインの周知、両立支援コーディネーターなどのサポート体制を推進し、また地域の両立支援関係機関などとの連携を図ります。

③ 新たな化学物質規制の周知、石綿ばく露防止対策の徹底

化学物質の自律的管理にかかる関係法令が全面施行されたことから、SDS（安全データーシート）等による危険有害情報の通知、リスクアセスメントの実施・その結果に基づくばく露低減措置、保護具の適切な使用などについて、周知・指導を行います。

建築物等の解体・改修作業にかかる石綿ばく露防止対策のため、改正省令による建築物石綿含有建材調査者講習等の修了者による調査の徹底等、石綿除去等作業時におけるばく露防止措置の周知・徹底を図ります。

（４）労災保険給付の迅速・適正な処理

労災保険給付の請求については、標準処理期間内に完結するよう迅速な事務処理を行うとともに、適正な認定に万全を期します。

特に社会的関心が高い過労死等事案をはじめとする複雑困難事案について、認定基準等に基づき、迅速・適正な事務処理を一層推進します。

また、労災保険の窓口業務については、引き続き、相談者等に対する丁寧な説明や請求人に対する処理状況の連絡等の実施を徹底します。

Ⅶ 労働保険適用徴収業務の適正な運営

1 労働保険の未手続事業一掃対策

労働保険の未手続事業の把握と加入勧奨、手続指導を労働保険未手続事業一掃業務（委託事業）の受託事業者と連携して行い、加入勧奨に応じない未手続事業主に対しては、労働局による手続指導及び職権による成立手続を行い、保険料を徴収します。

2 収納未済歳入額の縮減

労働保険料等の収納率の向上を重要課題とし、高額滞納事業主、複数年度にわたる滞納事業主を重点に、適正かつ実効ある滞納整理を実施します。

法定納付期限内の確実な納付や、納付事務の負担軽減につながる口座振替制度について、より一層の周知を図り利用促進に取り組みます。

3 電子申請の利用促進

事業主が行う労働保険の各種手続において、電子申請の利用を勧奨するとともに、ホームページへの掲載や関係団体に対する協力要請など、あらゆる機会を通じて周知を図ります。

各種相談窓口のご案内

令和7年4月1日現在

●総合労働相談窓口

名　　称	電話番号	所　在　地　等
岐阜労働局総合労働相談コーナー	(058)245-8124	岐阜市金竜町5-13　岐阜合同庁舎4階
岐阜総合労働相談コーナー(岐阜労働基準監督署内)	(058)207-0068	岐阜市五坪1-9-1　岐阜労働総合庁舎3階
大垣総合労働相談コーナー(大垣労働基準監督署内)	(0584)80-5078	大垣市藤江町1-1-1
高山総合労働相談コーナー(高山労働基準監督署内)	(0577)32-1180	高山市花岡町3-6-6
多治見総合労働相談コーナー(多治見労働基準監督署内)	(0572)88-8001	多治見市音羽町5-39-1　多治見労働総合庁舎3階
関総合労働相談コーナー(関労働基準監督署内)	(0575)22-3251	関市西本郷通3-1-15
恵那総合労働相談コーナー(恵那労働基準監督署内)	(0573)26-2175	恵那市長島町正家1-3-12　恵那合同庁舎2階
岐阜八幡総合労働相談コーナー (岐阜八幡労働基準監督署内)	(0575)65-2101	郡上市八幡町有坂1209-2　郡上八幡地方合同庁舎3階

●自治体と連携した相談窓口(ふるさとハローワーク、一体的実施窓口)

名　　称	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
シティハローワーク各務原 (ふるさとハローワーク各務原)	月～金／9:30～17:00	(058)371-3335	各務原市那加桜町2－186 各務原市産業文化センター5階
下呂市地域職業相談室 (ふるさとハローワーク下呂)	月～金／9:00～17:00	(0576)52-1365	下呂市萩原町萩原1166-8　星雲会館4階
ハローワーク岐阜 薮田サテライト	月～土／9:15～18:00	(058)278-0525	岐阜市薮田南5-14-12　岐阜県シンクタンク庁舎2階
はたらき支援ルーム (生活保護受給者等対象)	月～金／8:45～17:30	(058)214-6157	岐阜市司町40-1　岐阜市役所3階
ワークプラザおおがき	月～金／8:30～17:15	(0584)47-7571	大垣市丸の内2-29　大垣市役所6階
ワークサロンたかやま	月～金／8:30～17:15	(0577)62-8486	高山市花岡町2-18　高山市役所2階

●外国人労働者の相談窓口

【外国人労働者の労働条件相談(ポルトガル語・スペイン語・中国語・タガログ語)】

名　　称	対応言語	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
岐阜労働局 労働基準部 監督課	ポルトガル語 スペイン語	月～金/9:30～16:00	(058)245-8102	岐阜市金竜町5-13　岐阜合同庁舎3階
岐阜労働基準監督署	中国語	月火・木金/9:00～16:00	(058)247-2368	岐阜市五坪1-9-1　岐阜労働総合庁舎3階
多治見労働基準監督署	タガログ語	木・金/9:00～16:00	(0572)88-8001	多治見市音羽町5-39-1　多治見労働総合庁舎3階

【外国人を対象にした職業相談(ポルトガル語・中国語・タガログ語・英語)】
※合法的に就労ができる外国人の方の職業相談の窓口

名　　称	対応言語	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
ハローワーク岐阜 GAIKOKUJINコーナー	ポルトガル語 中国語 タガログ語	月～金/9:00～16:30	(058)206-5063	岐阜市五坪1-9-1
ハローワーク大垣 外国人コーナー	ポルトガル語	月～金/9:00～16:00	(0584)80-5061	大垣市藤江町1-1-8
	中国語	月・火・木・金/9:00～16:00		
	英語	火/9:00～16:00		
ハローワーク多治見 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語 英語	月～金/9:00～17:00	(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1　多治見労働総合庁舎1階
ハローワーク関 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語	月～木/9:00～17:00	(0575)22-3223	関市西本郷通4-6-10
ハローワーク美濃加茂 外国人雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語	月～金/9:00～16:30	(0574)25-2178	美濃加茂市深田町1-206-9

【市と連携した生活・職業相談コーナー(ポルトガル語・タガログ語)】

名　　称	対応言語	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
可児外国人ワンストップ 雇用サービスコーナー	ポルトガル語 タガログ語	月～金/9:00～17:00	(0574)63-5586	可児市広見1-5　可児市総合会館1階
ワークプラザおおがき	ポルトガル語	水(第1、3週)/9:00～16:00	(0584)47-7571	大垣市丸の内2-29　大垣市役所6階

●正社員を目指す若者を対象とした相談窓口　※各ハローワークでもご相談いただけます。

名　　称	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
岐阜わかもの支援コーナー	月・火・木・金/10:00～18:00 水/10:00～19:00	(058)264-7556	岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37東棟2階

●ハローワーク多治見庁舎外窓口　※職業紹介サービス及び雇用保険の失業給付(可児市・可児郡に居住の方)の申請等

名　　称	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
ハローワークプラザ可児	月～金/9:00～17:15	(0574)60-5585	可児市広見1-5　可児市総合会館1階

●学生及び卒業後3年以内の既卒者を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

大学等の卒業予定者及び卒業後3年以内の既卒者を対象

【求人情報の提供、職業相談、援助、あっせん／職業適性診断】

名　　称	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
岐阜新卒応援ハローワーク	月･火･木･金／10:00～18:00 水／10:00～19:00	(058)264-7550	岐阜市吉野町6丁目31番地 岐阜スカイウイング37東棟2階（JR岐阜駅前）

●子育てをしながら就職を希望される方を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名　　称	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
マザーズコーナー岐阜	月～金／8:30～17:15	(058)249-2755	岐阜市五坪1-9-1　ハローワーク岐阜内
マザーズコーナー大垣		(0584)77-5178	大垣市藤江町1-1-8　ハローワーク大垣内
マザーズコーナー多治見		(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1　ハローワーク多治見内
マザーズコーナー高山		(0577)32-5433	高山市昭和町2-220　ハローワーク高山内

●高齢者（65歳以上）を対象とした相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名　　称	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
ハローワーク岐阜　生涯現役支援窓口	月～金／8:30～17:15	(058)206-5064	岐阜市五坪1-9-1
ハローワーク大垣　生涯現役支援窓口		(0584)73-9295	大垣市藤江町1-1-8
ハローワーク多治見　生涯現役支援窓口		(0572)22-3384	多治見市音羽町5-39-1
ハローワーク高山　生涯現役支援窓口		(0577)32-1144	高山市昭和町2-220
ハローワーク関　生涯現役支援窓口		(0575)22-3223	関市西本郷通4-6-10

●人手不足分野(医療･福祉･建設･警備･運輸)における人材確保支援相談窓口 ※各ハローワークでもご相談いただけます。

名　　称	開設日／時間	電話番号	所　在　地　等
人材確保･就職支援コーナー （医療･福祉･建設･警備･運輸分野）	月～金／8:30～17:15	(058)247-3213	岐阜市五坪1-9-1　ハローワーク岐阜内

●各種相談窓口

名　　称		電話番号	業　務　内　容
ぎふ働き方改革推進支援センター		0120-226-311	中小企業･小規模事業者等を中心に、長時間労働の削減、同一労働同一賃金の実現などに向けた取組を、労務管理等の専門家が支援
岐阜県医療勤務環境改善支援センター		(058)272-8254	医師･看護師等の離職防止･定着促進のため、医療従事者の勤務環境改善に取り組む医療機関をサポート
	医療労務管理相談コーナー	(058)213-6724	医師の時間外労働の上限規制への円滑な対応など、医療従事者の勤務環境の改善がが促進されるよう、医療機関の労務管理にに精通した専門家が支援
岐阜県中小企業総合人材確保センター		(058)278-1146	中小企業等の人材確保に関する相談 企業と求職者のマッチング支援
岐阜県障がい者雇用企業支援センター		(058)215-0582	障がい者の雇用や職場定着に関する企業からの相談
岐阜県総合人材チャレンジセンター		(058)278-1149	求職者（UIJターン希望者を含む）の就職支援センター
岐阜県女性の活躍支援センター		(058)214-6431	再就職に向けた就労･子育て等の相談（毎週水曜日は「キャリ☆ナビDAY」再就職等準備相談、プチ講座、交流会の実施）
岐阜県若者サポートステーション		(058)216-0125	無職状態から、社会的･職業的自立を目指す若者やその保護者への相談･支援
	飛騨高山サテライト	(0577)35-4770	
（公社）岐阜県労働基準協会連合会		(058)270-0380	労務管理･産業安全及び労働衛生等に関する講習会や労働条件の適正化等の支援、心と体の健康づくりをサポートする健康診断･作業環境測定･ THP等の相談
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構 岐阜職業訓練岐阜センター	ポリテクセンター岐阜	(0572)54-3162	離職者の早期再就職に向けた職業訓練の実施、在職者の職業訓練や従業員の能力開発に関する相談･援助、求職者支援制度での職業訓練の実施に関する支援
	岐阜事務所	(058)265-5800	
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構 岐阜障害者職業センター		(058)231-1222	障害者の方々に対する職業相談･職業準備などの援助、事業主の方々に対する障害者の雇入れや雇用管理に関する相談･支援
（独）高齢･障害･求職者雇用支援機構 岐阜支部高齢･障害者業務課		(058)265-5823	高年齢者の雇用管理･助成金関係等、障害者の雇用促進･雇用納付金･助成金等
（公財）介護労働安定センター岐阜支所		(058)264-6846	介護労働者の雇用管理の改善のための相談援助と雇用管理担当者講習の実施、介護員養成研修と資質向上のための各種講習
（公財）産業雇用安定センター岐阜事務所		(058)246-7060	従業員の出向･再就職支援、求職者のキャリアコンサルティング及び委託訓練･講習等の実施に関する支援

●健康相談･保健指導窓口

産業保健（メンタルヘルス等）に関する様々な問題について、窓口又は電話等による無料相談

名　　称			電話番号	所　在　地　等
独）労働者健康安全機構 岐阜産業保健総合支援センター			(058)263-2311	岐阜市吉野町6-16　大同生命･廣瀬ビル内
	地域窓口	岐阜地域産業保健センター	(058)255-0373	岐阜市青柳町5-4　岐阜市医師会館内
		西濃地域産業保健センター	(0584)88-1588	大垣市新田町1-8　大垣市医師会館内
		飛騨地域産業保健センター	(0577)35-3218	高山市天満町4-70　ア･ラックスビル2階
		東濃地域産業保健センター	(0572)56-1200	土岐市土岐ヶ丘2-12-1　東濃労働基準協会内
		中濃地域産業保健センター	(0575)24-8219	関市平和通6-11-1　ワークプラザ関内
		恵那地域産業保健センター	(0573)68-8153	中津川市茄子川1683-180　恵那医師会館内
		郡上地域産業保健センター	(0575)65-5908	郡上市八幡町小野3-2-13　岐阜八幡労働基準協会内

岐阜労働局のご案内

岐阜労働局トピックス等の情報はインターネットでご覧になれます
https://jsite.mhlw.go.jp/gifu-roudoukyoku/

岐阜労働局 金竜町庁舎

〒500-8723 岐阜市金竜町5-13　岐阜合同庁舎3階・4階・5階

		電話
総務部	総務課	(058)245-8101
	労働保険徴収室	(058)245-8115
雇用環境・均等室		(058)245-1550
労働基準部	監督課	(058)245-8102
	健康安全課	(058)245-8103
	賃金室	(058)245-8104
	労災補償課	(058)245-8105
	労災補償課医療係	(058)245-8181
職業安定部	職業安定課	(058)245-1311
	職業対策課	(058)245-1314
	訓練課	(058)245-1266
	需給調整事業室	(058)245-1312

岐阜労働局 金町庁舎

〒500-8842 岐阜市金町4-30　明治安田生命岐阜金町ビル3階

		電話
職業安定部	助成金センター	(058)263-5650
	雇用保険電子申請事務センター	(058)267-5123

岐阜労働局 庁舎の案内図

労働基準監督署・ハローワーク（公共職業安定所）

所署名		所在地等	電話	管轄地区
労働基準監督署	岐阜労働基準監督署	〒500-8157 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎3階	方面　(058)247-2368 安全衛生課　(058)247-2369 労災課　(058)247-2370	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
	大垣労働基準監督署	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-1	方面　(0584)78-5184 安全衛生課　(0584)80-5081 労災課　(0584)80-5082	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡、揖斐郡
	高山労働基準監督署	〒506-0009 高山市花岡町3-6-6	(0577)32-1180	高山市、飛騨市、下呂市、大野郡
	多治見労働基準監督署	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎3階	監督課　(0572)88－8001 安全衛生課(0572)22-6382 労災課　(0572)87-6385	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
	関労働基準監督署	〒501-3803 関市西本郷通3-1-15	(0575)22-3251	関市、美濃市、美濃加茂市、加茂郡
	恵那労働基準監督署	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎2階	(0573)26-2175	恵那市、中津川市
	岐阜八幡労働基準監督署	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎3階	(0575)65-2101	郡上市
ハローワーク（公共職業安定所）	岐阜公共職業安定所	〒500-8719 岐阜市五坪1-9-1 岐阜労働総合庁舎1,2階	(058)247-3211	岐阜市、羽島市、各務原市、山県市、瑞穂市、本巣市、羽島郡、本巣郡
	大垣公共職業安定所	〒503-0893 大垣市藤江町1-1-8	(0584)73-8609	大垣市、海津市、不破郡、養老郡、安八郡
	揖斐出張所	〒501-0605 揖斐郡揖斐川町極楽寺字村前95-1	(0585)22-0149	揖斐郡
	多治見公共職業安定所	〒507-0037 多治見市音羽町5-39-1 多治見労働総合庁舎1,2階	(0572)22-3381	多治見市、瑞浪市、土岐市、可児市、可児郡
	高山公共職業安定所	〒506-0053 高山市昭和町2-220 高山合同庁舎1階	(0577)32-1144	高山市、飛騨市、下呂市（美濃加茂公共職業安定所の管轄区域を除く。）、大野郡
	恵那公共職業安定所	〒509-7203 恵那市長島町正家1-3-12 恵那合同庁舎1階	(0573)26-1341	恵那市
	関公共職業安定所	〒501-3803 関市西本郷通4-6-10	(0575)22-3223	関市、美濃市
	岐阜八幡出張所	〒501-4235 郡上市八幡町有坂1209-2 郡上八幡地方合同庁舎1階	(0575)65-3108	郡上市
	美濃加茂公共職業安定所	〒505-0043 美濃加茂市深田町1-206-9	(0574)25-2178	美濃加茂市、下呂市のうち金山町、加茂郡
	中津川公共職業安定所	〒508-0045 中津川市かやの木町4-3 中津川合同庁舎1階	(0573)66-1337	中津川市

このリーフレットや労働局のことについてのお問い合わせ先

岐阜労働局 雇用環境・均等室　TEL 058-245-1550

令和7年度　岐阜県雇用対策協定　事業計画概要

実施業務（岐阜県）	重点取組事項	実施業務（岐阜労働局）
・「岐阜県中小企業総合人材確保センター」における企業の人材確保の個別支援 ・WEBや就活準備イベントによる県内企業の魅力発信 ・「オール岐阜・企業フェス」の開催 ・県内企業に雇用された若者の奨学金の返還を支援 ・人手不足分野における人材確保に向けた各種セミナー、ミニ面接会、職場見学会等の開催 ・県内の幅広い求人ニーズに対応したハロートレーニングの実施	**1　企業の人材確保支援** （１）県内企業の人材確保対策の推進 （２）人手不足分野等における人材確保対策の推進 （３）地域のニーズを捉えた能力開発の推進 ＜共同実施事業＞ ・岐阜県と岐阜労働局・ハローワークの一体的実施事業の実施 ・人材確保に資する各種セミナー、面接会、職場見学等の開催 ・地域の訓練ニーズを踏まえた効果的なハロートレーニングの設定	・「オール岐阜・企業フェス」への参画 ・「働き方改革推進支援センター」において雇用管理改善等の助言提案 ・「人材確保・就職支援コーナー」での求人充足支援と職業相談・紹介の実施 ・介護就職デイ（面接会）・イベント・セミナー等の開催 ・求人票へ「ぎふ・いきいき介護事業者」「ぎふ建設人材育成リーディング企業」等を記載 ・人材確保対策推進協議会を開催し、関係団体とネットワークを構築 ・求職者に対する適切なハロートレーニングへの受講あっせん
・県制度融資による賃上げやワーク・ライフ・バランスに取り組む中小企業者等への支援 ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」の推進 ・「岐阜県中小企業総合人材確保センター」による正規雇用の促進 ・労働雇用課や各県事務所の「労働相談窓口」において助言や情報提供の実施 ・カスタマーハラスメント対策連携会議（仮称）において、現状把握を行うとともに、関係機関との連携を強化	**2　働き方改革の推進** （１）働き方改革関連法の周知徹底及び魅力ある職場づくりの推進 （２）働き方改革に取組む企業に対する支援 （３）ワーク・ライフ・バランスの実現 （４）非正規雇用労働者の正社員転換・待遇改善の実現 （５）最低労働条件の確保 ＜共同実施事業＞ ・「地方版政労使会議」等を通じ、経済の好循環に向けて働き方改革を推進 ・岐阜県と岐阜労働局の連携による助成金制度の周知 ・最低賃金に関する周知	・新はつらつ職場づくり宣言企業の登録推進 ・働き方改革関連法の周知・指導 ・「働き方改革推進支援センター」による個別相談・セミナー等の実施 ・協定金融機関との連携による支援策の周知 ・育児・介護休業法の履行の確保 ・正社員求人の確保・充足、非正規雇用から正社員への就職支援 ・正社員求人を対象とした面接会の開催 ・職場のハラスメント防止措置の周知、行政指導等による履行確保

岐阜県・岐阜労働局

実施業務（岐阜県）	重点取組事項	実施業務（岐阜労働局）
・「清流の国ぎふ女性の活躍推進会議」の開催 ・男女共同参画に関する講座の開催を希望する企業等に講師を派遣 ・「岐阜県男女共同参画・女性の活躍支援センター」における再就職希望者に対する講座、就労、子育て相談等の実施 ・「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進企業登録制度」及び「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業認定制度」の推進 ・「岐阜県ひとり親家庭等就業・自立支援センター」による就業・生活相談等の実施	**3　多様な人材の活躍推進** **（1）女性の活躍推進** ①女性活躍推進法の実効性確保 ②女性の再就職支援・ひとり親に対する就業対策の強化 ＜共同実施事業＞ ・児童扶養手当の現況届提出時期に市町村臨時窓口を設置し、「出張ハローワーク！ひとり親全力サポートキャンペーン」及び「悩みごと相談」を実施	・男女雇用機会均等法及び女性活躍推進法による行動計画策定、情報公開等の履行確保 ・「女性の活躍推進企業データベース」の活用を勧奨 ・「えるぼし」認定に関する企業の認定取得の支援 ・マザーズコーナー（ハローワーク岐阜・大垣・多治見・高山）における総合的な就職支援 ・求人票へ「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」を記載
・「岐阜県総合人材チャレンジセンター」における若年者雇用対策事業の推進 ・「産学金官連携人材育成・定着プロジェクト」事業などによる県内大学生等の県内就職支援 ・「生活困窮者就労準備支援事業」による、相談者の実情に応じた支援の実施	**（2）若者の活躍推進** ①新卒者等への正社員就職の支援 ②フリーター・ニート等に対する就労支援の推進 ＜共同実施事業＞ ・「岐阜県総合人材チャレンジセンター」、「岐阜県若者サポートステーション」、「岐阜新卒応援ハローワーク」、「岐阜わかもの支援コーナー」の連携による就職支援の実施	・岐阜新卒者等人材確保推進本部会議、若年者雇用問題検討会議の開催 ・学校、学生、求職者に対して「ユースエール」、「くるみん」、「えるぼし」制度の周知 ・岐阜わかもの支援コーナー等の担当者制による職業相談・紹介の実施
・「岐阜県総合人材チャレンジセンター」における就活に役立つセミナーの開催や企業とのマッチング支援等の実施 ・就職支援を重視した職業訓練の実施 ・「岐阜県若者サポートステーション」における臨床心理士によるメンタルカウンセリングの実施 ・生活困窮者の就労体験や就労訓練の受け入れ企業等の開拓を進めるとともに、協力企業等の情報を市町村等の関係機関に提供	**（3）中高年世代活躍支援の推進** ＜共同実施事業＞ ・各関係機関からなる「都道府県協議会（仮称）」における支援の方向性のとりまとめ ・地域レベルでの支援による就職・社会参加の実現に向けた市町村との連携	・ハローワーク岐阜の専門窓口において、担当者制によるチーム支援及び専門窓口以外のハローワークにおけるきめ細かい就職支援 ・対象求人の確保と雇用関係助成金の活用促進

岐阜県・岐阜労働局

（４）障がい者等の活躍推進

①障がい者・企業への職場定着支援の強化

②法定雇用率引き上げ等への対応・多様な障がい特性に応じた就労支援の推進

③障がい者の職業能力開発の推進

④長期療養者の就労支援の強化等

＜共同実施事業＞

・岐阜地域、西濃地域における障がい者就職面接会の開催

・各圏域での障がい者就労相談会（ジョブミーティング）の開催

・「岐阜県立障がい者職業能力開発校」の周知と訓練生の確保

・「障がい者職場活躍ナビゲーター」及び「障がい者職場活躍サポーター」の養成

・「障害者就業・生活支援センター」に専門人材を配置し、就労に重点を置いた相談・支援の充実を図るとともに就労、職場定着を支援する体制を強化する。

・「岐阜県障がい者総合就労支援センター」における就労相談、職業訓練、職業紹介、職場定着の総合的支援

・「障がい者雇用企業支援センター」による企業向けセミナーの開催

・「働きたい！応援団ぎふ」登録企業を活用した特別支援学校で学ぶ生徒の就労支援

・企業ニーズに対応した職業訓練メニューを組成

・岐阜県がん診療連携拠点病院での就労支援に向けた取組みの財政支援

・関係機関との連携により、障害者向けチーム支援を実施し、就職後の職場定着指導の実施

・「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の開催

・「就労パスポート」事業の普及、活用促進

・「岐阜県障がい者総合就労支援センター」の業務への協力

・岐阜県への訓練ニーズの情報提供

・岐阜県がん診療連携拠点病院と連携した出張相談等による専門的な就職支援

・長期療養者の就職支援について理解促進を図る事業主向けセミナーの開催

（５）高年齢者の活躍推進

①生涯現役社会実現に向けた取組

②シルバー人材センター事業の推進

＜共同実施事業＞

・各自治体及びシルバー人材センター連合会との連携体制強化による、シルバー人材センター事業の促進

・企業、求職者双方を対象とした専門家による相談対応や、マッチングイベントの開催

・「岐阜県シルバー人材センター連合会」と連携し、働く意欲のある高年齢者の就労を支援

・介護に関する入門的研修及び就業マッチングの実施

・生涯現役支援窓口（ハローワーク岐阜・大垣・多治見・高山・関）における、支援チームによる就労支援

・65歳以上の求職者が活躍できる求人の確保

・65歳を超えて継続雇用する制度の導入・普及に向けた相談・援助

（６）外国人に対する就労支援と技能実習制度（育成就労制度）の適正な運用

①外国人労働者の適正な雇用の推進

②技能実習制度（育成就労制度）の適正な運用

＜共同実施事業＞

・企業・団体への外国人雇用管理の要請、助言等の実施

・技能実習生受入適正化に係る情報共有と周知連携

・外国人雇用企業相談窓口を設置し、外国人雇用・定着に関する相談・伴走型支援の実施

・外国人高校生等に対するキャリア支援の実施

・外国人活用への理解促進と育成就労制度の周知のためのセミナー及び外国人材紹介団体との交流会を建設業者向けに開催

・ぎふアグリチャレンジ支援センター等との連携による外国人雇用や定着に向けた支援の実施

・県の関連施策についての情報提供をするなど監理団体への支援の実施

・外国人の適正な受入・雇用管理のための事業主への制度周知

・労働局監督課及び労働基準監督署に設置の「外国人労働者労働条件相談コーナー」にて外国人労働者からの労働条件の相談を実施

・ハローワークに設置する通訳配置の外国人雇用サービスコーナー（ハローワーク岐阜・大垣・多治見・関・美濃加茂）を中心とした就労支援

・外国人雇用管理指針に基づく雇用管理改善指導

・技能実習実施者に対する監督指導

岐阜県・岐阜労働局

岐阜県で適用する最低工賃一覧

男子既製洋服製造業

効力発生の日　平成７年３月３１日

業務	品　目	工　程	金　額
縫製	背広上衣	身返し	１枚分につき　145円
		そで作り	１枚分につき　145円
		ポケット作り（雨ぶた付き切りポケットのものに限る。）	１枚分につき　200円
	ズボン	縫いっぱなし	１本につき　340円
		ポケット作り（４個の中袋について行うものに限る。）	１枚分につき　44円
まとめ	背広上衣	そでまつり	１枚につき　95円
		そで口まつり	１枚につき　40円
		身返し星入れ	１枚につき　36円
		ベンツまつり	１枚につき　13円
		すそまつり	１枚につき　17円
		ボタン付け及びせっぱ	１枚につき　41円
		すそ裏まつり	１枚につき　41円
		背鎖止め	１枚につき　10円
	ズボン	腰裏かんぬき止め（12個のものに限る。）	１本につき　18円
		前立てまつり	１本につき　6円
		ボタン付け（２個のボタンを付けるものに限る。）	１本につき　10円

婦人服製造業

効力発生の日　平成７年３月３１日

業務	品　目	工　程	規　格	金　額
縫製	ワンピース	丸縫い	長そでで、かつ、裏地つきのもの	１枚につき　730円
		そで縫い	一枚そでで、かつ、長そでのもの	１枚分につき　88円
		身ごろ表縫い		１枚分につき　115円
		身ごろ裏縫い	身返しの無しのもの	１枚分につき　85円
	上衣（ブラウスを除く）	そで作り	長そでで、かつ、裏地及びせっぱ無しのもの	１枚分につき　101円
		身ごろ表縫い		１枚分につき　115円
		身ごろ裏縫い		１枚分につき　105円
	スカート（タイトスカートを除く）	丸縫い		１枚につき　350円

業務	品　目	工　程	金　額
まとめ	ワンピース	飾りボタン付け	１個につき　5円
		かぎホック付け	１組につき　10円
		スナップ付け	１組につき　10円
		糸ループ付け	１か所につき　7円
	上衣（ブラウスを除く）	そで裏まつり	１枚につき　60円
		身返し千鳥掛け	１枚につき　11円
		飾りボタン付け	１個につき　5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	１個につき　10円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	１個につき　8円
	スカート	飾りボタン付け	１個につき　5円
		カボタン付き根巻きボタン付け	１個につき　8円
		根巻きボタン付け（カボタン付きのものを除く。）	１個につき　7円
		かぎホック付け	１組につき　10円
		スナップ付け	１組につき　10円
		糸ループ付け	１か所につき　6円

陶磁器上絵付業（転写業務１個につき、次の表に掲げる金額）

効力発生の日　平成９年３月３１日

品　目		規　格		転写の業務			金　額
		寸　法	形　状	転写紙の面積	転写位置	転写紙の枚数	
和食器	飯茶わん（ふたなし）	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸形及び平形	側面積の４分の１以上４分の３以下	側　面	１　枚	３円50銭
	湯呑茶わん（ふたなし）	径が５センチメートル以上８センチメートル未満のもの	円筒形				３円50銭
	小　皿	径が11センチメートル以上12センチメートル未満のもの	丸　形	平面積の４分の１以上２分の１以下	平　面		３円50銭
洋食器	マグカップ	径が７センチメートル以上９センチメートル未満のもの	円筒形	側面積の４分の１以上４分の３以下	側　面		４円05銭
	ケーキ皿	径が17.5センチメートル以上19.5センチメートル未満のもの	丸形でリム形	みこみ面積の２分の１以上	みこみ		４円20銭

※給水せん製造業最低工賃は平成２６年３月３１日限りで廃止となりました。

(R06.4)

家内労働者・委託者のみなさまへ

知っておきたい 7 つのポイント

１　委託者は、家内労働者に基本委託条件を記した家内労働手帳を交付しましょう。

２　委託者は、工賃の全額を１か月以内に支払いましょう。
※家内労働者から製品を受け取ってから、又は、工賃締切日から１か月以内に支払わなければなりません。

３　委託者は、最低工賃額以上の工賃を支払いましょう。
※岐阜県では裏面に掲げる３業種（男子既製洋服製造業・婦人服製造業・陶磁器上絵付業）について最低工賃が定められています。

４　委託者は、委託状況届を労働基準監督署に提出しましょう。

５　委託者は、家内労働者への委託を打ち切るときには早期に予告するよう努めましょう。

６　委託者、家内労働者は、仕事による災害を防ぐようにしましょう。

７　いわゆる「インチキ内職」に注意しましょう。

家内労働についてのお問い合わせは

岐阜労働局労働基準部賃金室（℡０５８－２４５－８１０４）

または最寄りの**労働基準監督署**まで

岐阜労働基準監督署（058-247-2368）　**大垣労働基準監督署**（0584-78-5184）
高山労働基準監督署（0577-32-1180）　**多治見労働基準監督署**（0572-22-6381）
関労働基準監督署（0575-22-3251）　**恵那労働基準監督署**（0573-26-2175）
岐阜八幡労働基準監督署（0575-65-2101）

（R06.4）

「第8回労働政策審議会雇用環境・均等分科会
家内労働部会(令和6年3月19日開催) 資料」より引用

第14次最低工賃新設・改正計画（令和4年4月～7年3月）

資料1－2

（令和6年3月12日現在）

局　名	令和4年度		令和5年度		令和6年度		最低工賃件数
	件　名	件数	件　名	件数	件　名	件数	（2022.4.1見込み件数）
01 北海道	和服裁縫（改正）→[R5.3.3●]	1	男子既製服（廃止）→[R6.3.11廃止○]	1			2
02 青　森	電気機械器具（改正）→[R5.3.1　改正◎]	1	和服裁縫（改正）→[R6.4.15、4.26（予定）□]	1	男子・婦人既製服（改正）	1	3
03 岩　手			電気機械器具（改正）→[R5.11.20 ●]	1	婦人・男子既製洋服（改正）	1	2
04 宮　城			男子服・婦人服（改正）→[R6.1.25 ●]	1	電気機械器具（改正）	1	2
05 秋　田	通信機器用部分品（改正）→[R6.1.10　■]	1	男子服・婦人服・子供服（改正）→[R6.2.14○]	1			2
06 山　形			男子・婦人既製服（改正）→「R6.2.16○」	1			1
07 福　島	電気機械器具、情報通信機械器具、電子部品・デバイス（改正）→[R5.3.23　改正◎]	1	外衣・シャツ（改正）→[R6.2.6 ○]	1	横編ニット（改正）	1	3
08 茨　城	電気機械器具（改正）→[R4.9.12◎]　男子既製洋服（廃止）→[R5.3.7●]	1	婦人・子供既製服（廃止）→[R6.3.5●]	1	電気機械器具（改正）	1	3
09 栃　木			電気機械器具（改正）→[R6.2.14　改正◎]	1	衣服（改正）	1	2
10 群　馬	横編ニット（改正）→[R4.11.16　●]	1	婦人服（廃止）→[R5.11.13　●]	1	電気機械器具（改正）	1	3
11 埼　玉	革靴（改正）→[R5.8.1　改正◎]、足袋（改正）→[R5.3.1　改正◎]、縫製（改正）→[R5.4.5　改正◎]	3	紙加工品（改正）→[R6.2.29 △]	1	電機機械器具（改正）	1	5
12 千　葉					婦人既製洋服（廃止）	1	1
13 東　京	革靴（改正）→→[R5.7.10　改正◎]	1	婦人既製洋服（改正）→[R6.3.18（予定）□]	1	電気機械器具（改正）	1	3
14 神奈川	スカーフ・ハンカチーフ（廃止）→[R5.2.20　●]	1	電気機械器具（改正）→[R6.2.9　●]	1	紙加工品（廃止）	1	3
15 新　潟	洋食器・器物（改正）→[R5.3.3　●]	1	作業工具（改正）→[R6.3.4　●]	1	男子・婦人既製洋服（改正）、横編ニット（改正）	2	4
16 富　山	電気機械器具（改正）→[R5.3.29　改正◎]	1	ファスナー加工（改正）→[R6.2.22○]	1			2
17 石　川							0
18 福　井	眼鏡（改正）→[R5.3.23　改正◎]	1			衣服（改正）	1	2
19 山　梨	電気機械器具（改正）→[R5.3.23　改正◎]	1	婦人服（改正）→[R6.2.7　○]	1	貴金属製品（改正）	1	3
20 長　野			電気機械器具（改正）→[R6.2.15　（改正）○]	1	外衣・シャツ（改正）	1	2
21 岐　阜			婦人服（改正）、男子既製洋服（改正）→ [R.6.3.6●]	2	陶磁器上絵付（改正）	1	3
22 静　岡	車両電気配線装置（改正）→[R5.4.5　改正◎]	1					1
23 愛　知					車両電気配線装置（改正）	1	1
24 三　重					車両電気配線装置（改正）	1	1
25 滋　賀			下着・補整着（廃止）→[R6.1 ☆]	1			1
26 京　都			丹後地区絹織物業（改正）→[R6.3.15(予定)　△]	1	紙加工品（改正）	1	2
27 大　阪					男子既製洋服（改正）	1	1
28 兵　庫	但馬地区絹・人絹・毛織物（廃止）→[R5.2.1●] 綿・スフ織物（改正）→[R5.2.1●]	2	釣針（改正）→[R6.2.1●]	1	電気機械器具（改正）、靴下（改正）	2	5
29 奈　良			靴下（改正）→[R6.2.16□]	1			1
30 和歌山							0
31 鳥　取			和服裁縫（改正）→[R6.3.14(予定)　△]	1	男子服・婦人服（改正）	1	2
32 島　根	和服裁縫（改正）→[R5.3.13●]	1	電気機械器具（改正）→[R6.3.7●]	1	外衣・シャツ（改正）	1	3
33 岡　山	車両電気配線装置（改正）→[R4.7.1　改正◎](第13次計画分)				車両電気配線装置（改正）	1	1
34 広　島	既製服（改正）→[R5.7.13　改正◎]	1	電気機械器具（改正）→[R5.11.27　●]	1	和服裁縫（改正）、毛筆・画筆（改正）	2	4
35 山　口	男子既製服・学校服・作業服製造業（改正）→[R5.10.27　改正◎] ※[学校服に名称変更　R6.1.4　廃止・新設◎]	1	和服裁縫（改正）→[R6.2.7（廃止）△]	1	学校服（改正）	1	3
36 徳　島	縫製（下着・ハンカチーフ）（改正）→[R4.11.7　●]	1					1
37 香　川					手袋・ソックスカバー（改正）	1	1
38 愛　媛			タオル（改正）→[R6.3.18（予定）●]	1			1
39 高　知	衛生用紙（改正）→[R4.6.23 ●]	1			繊維産業（改正）	1	2
40 福　岡			婦人服（改正）→[R6.1.31 ●]	1	男子服（改正）	1	2
41 佐　賀					婦人既製服（改正）	1	1
42 長　崎			和服裁縫（廃止）→[R6.2.19△]	1	男子既製洋服（廃止）、婦人既製洋服(廃止)	2	3
43 熊　本	和服裁縫（改正）→[R5.3.29●]	1	縫製（廃止）→ [R.6.3.19（予定）●]	1	電気機械器具（改正）	1	3
44 大　分			衣服（改正）、電気機械器具（改正）→[R6.3.21(予定)●]	2			2
45 宮　崎	婦人既製洋服（廃止）→[R4.4.18　廃止◎]、男子既製洋服（改正）→[R5.4.17　改正◎]	2			内燃機関電装品（改正）	1	3
46 鹿児島					電気機械器具（改正）	1	1
47 沖　縄					縫製（改正）	1	1
合　計		26		33		39	98

（注）各年度の最低工賃の件数は令和4年3月18 日現在のものである。なお、件名の後の（ ）は、計画策定時点における予定を記載したもの。改正、統合、廃止等の決定は、各都道府県労働局において、実態調査等を実施の上、地方労働審議会等の意見を聴取して行うものであることに留意されたい。

公示済＝◎　答申済＝○　審議中＝□　諮問済＝△　実態調査中＝☆　諮問見送り＝●　見送り答申＝■　未着手＝▲

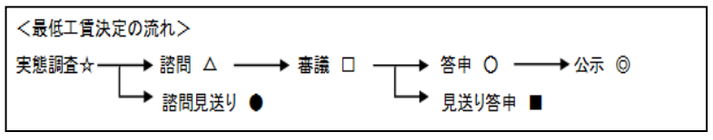

岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃改正について

１　岐阜県陶磁器上絵付業の家内労働工賃等実態調査結果（令和６年）の概要

（１）　調査対象

岐阜県内において令和６年度に家内労働「委託状況届」を届け出た委託者のうち、上絵付業務を委託していると届け出た委託者及び上絵付業務を委託していると考えられる委託者：１７委託者

（２）　調査時期

令和６年１０月現在の状況

調 査 票 発 送：令和６年１２月４日

（３）　回答数

１７委託者（回収率 100％）

（４）　調査結果概要（令和３年調査《前回》との比較）

ア　陶磁器上絵付業に係る委託者数及び家内労働者数

１７委託者の家内労働者数は７３人となり、委託者数は同数であったが、家内労働者数は３５人減少した。

県内の委託者の所在は土岐市１０事業者、多治見市５事業者、瑞浪市２事業者であった。

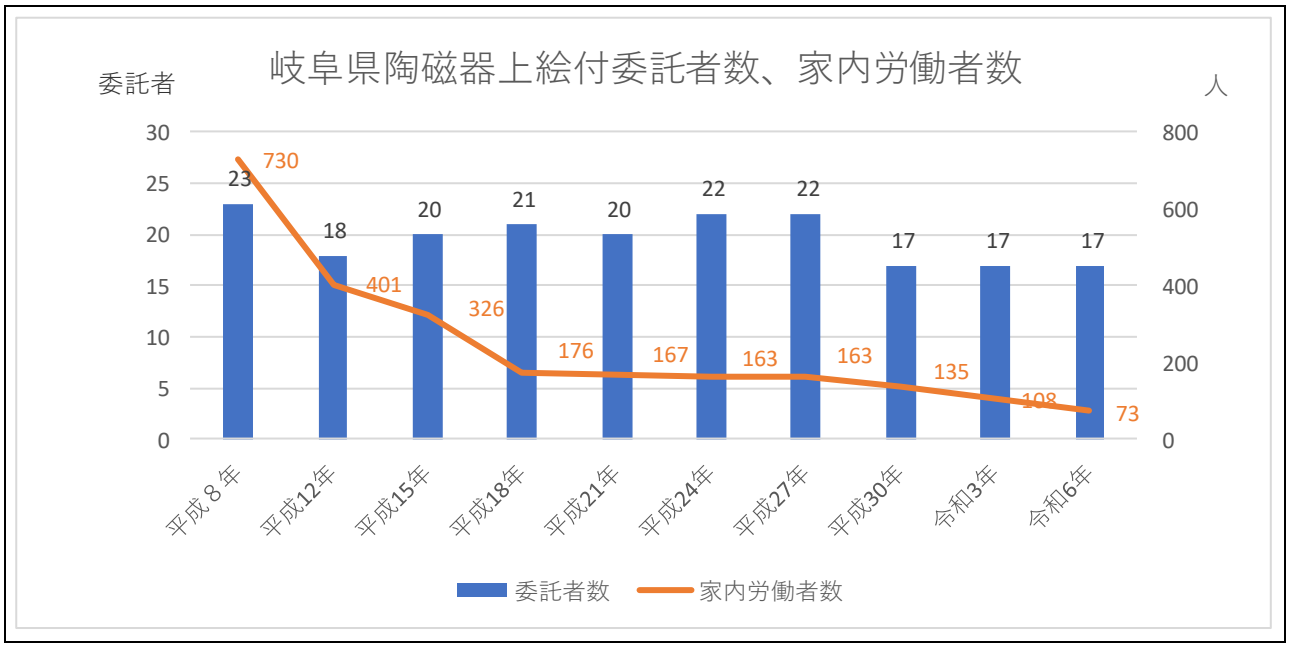

イ　「転写貼り」に係る委託者数及び家内労働者数

最低工賃の設定作業である「転写貼り」を行う委託者数は９委託者、家内労働者数は４８人となり、委託者数は３委託者減少し、家内労働者数は４１人減少した。

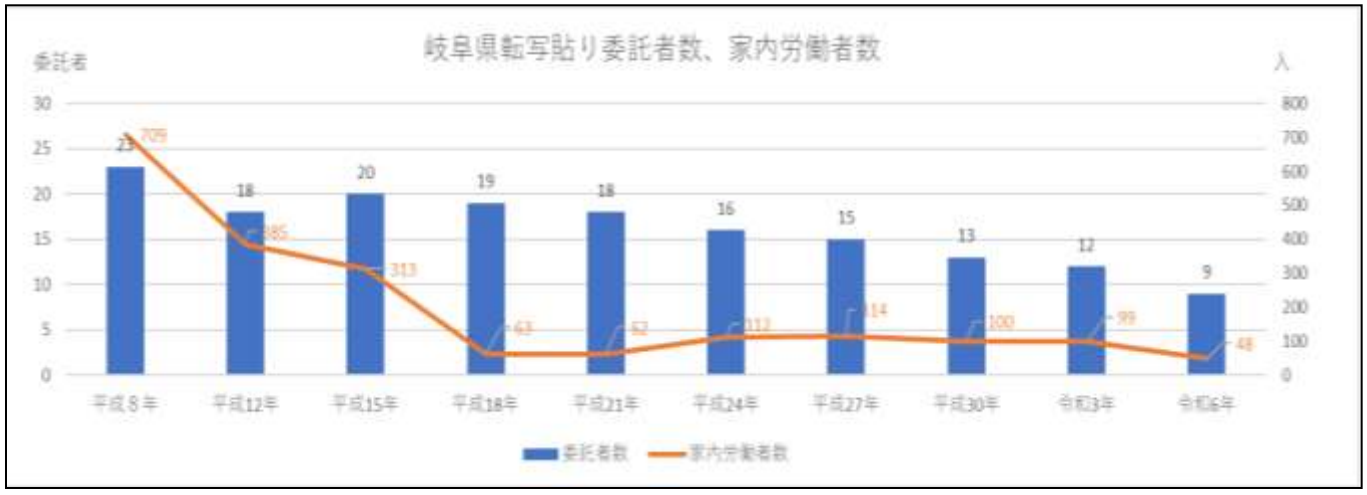

※　平成１８年及び平成２４年はそれぞれ平成２１年及び平成２７年調査時に把握した数値である。以下同じ。

ウ　飯茶わん（ふたなし）に係る委託者数及び工賃単価

飯茶わん（ふたなし）の発注実績があったのは５委託者となり、１委託者減少した。

また、最低工賃単価が１０円（前回比＋５円）、最高工賃単価が１５円（前回比－１５円）であった。

（最低工賃額：３円 50 銭）

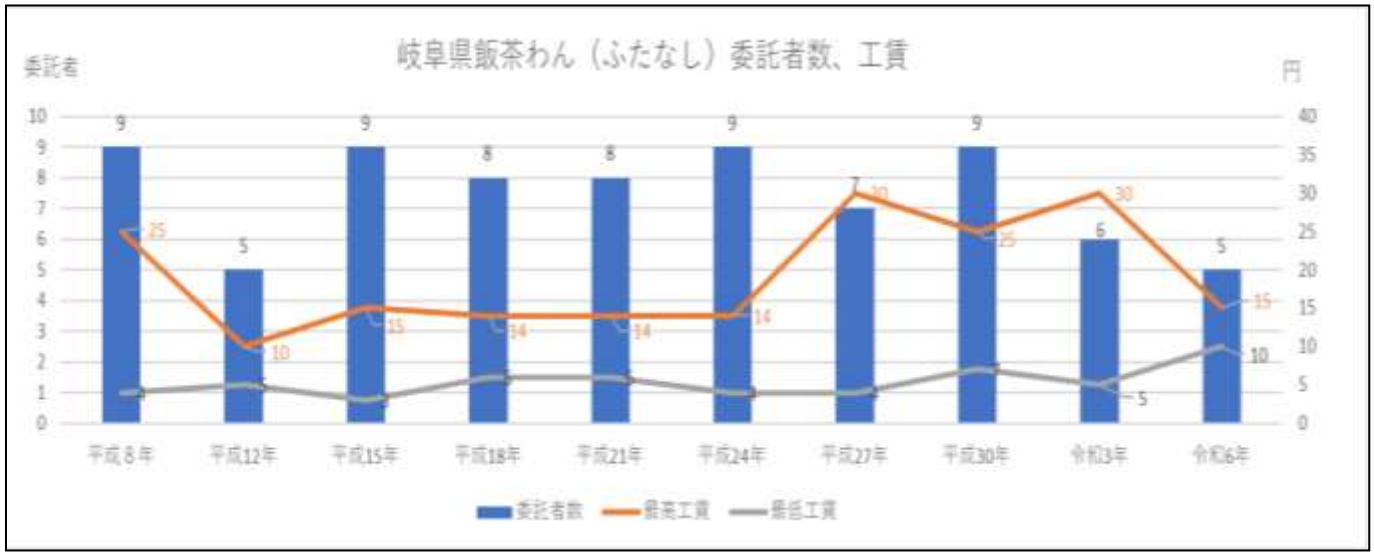

エ　湯呑茶わん（ふたなし）に係る委託者数及び工賃単価

湯呑茶わん（ふたなし）の発注実績があったのは３委託者となり、２委託者減少した。

また、最低工賃単価が１０円（前回比＋５円）、最高工賃単価が１５円（前回比－１５円）であった。

（最低工賃額：３円 50 銭）

オ　小皿に係る委託者数及び工賃単価

小皿の発注実績があったのは５委託者となり、１委託者減少した。

また、最低工賃単価が４円（前回比－２円）、最高工賃単価が２４円（前回比－１円）であった。

（最低工賃額：３円 50 銭）

カ　マグカップに係る委託者数及び工賃単価

マグカップの発注実績があったのは８委託者となり、１委託者減少した。

また、最低工賃単価が６円（前回比＋１円）、最高工賃単価が１７円（前回比－１３円）であった。

（最低工賃額：４円 05 銭）

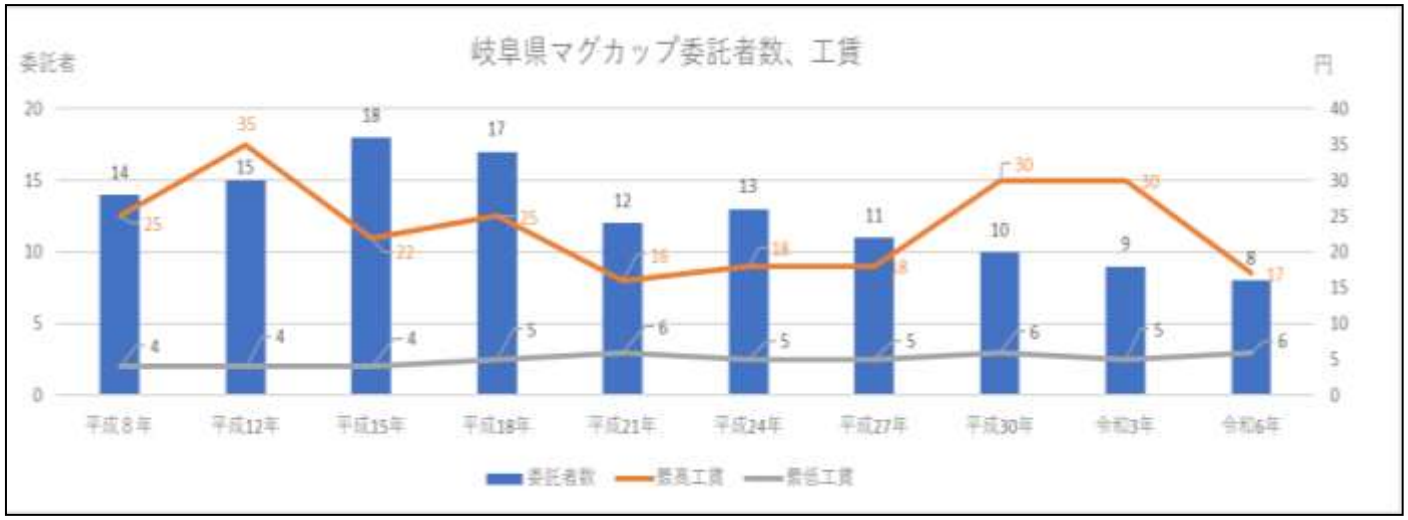

キ　ケーキ皿に係る委託者数及び工賃単価

ケーキ皿の発注実績があったのは４委託者となり、３委託者減少した。

また、最低工賃単価が１１円（前回比＋４円）、最高工賃単価が２０円（前回比－２０円）であった。

（最低工賃額：４円 20 銭）

2　陶磁器上絵付業事業者の聴取結果

（1）　委託事業者 A（多治見市所在。代表は上絵付事業者団体（多治見）の理事長）

①　陶磁器上絵付業界の現状について

・受注（生産）量は減少傾向にある。理由としては、景況に判断されることに加え、上絵加工事業者及びその就労者が減少することに伴い、一時的な受注量の増加に対応できず、土作りから完成に至る全工程を一貫して行う事業者に仕事が流れる傾向であることによる。

・受注単価が低く厳しい経営状況の事業者が多いように思われる。燃料費の高騰については発注者に単価を上げてもらい持ちこたえたが、価格転嫁はなかなか難しい。

・（聴取者の会社では）陶磁器のほかにガラス食器の絵付けもやっている。

②　家内労働について

・工賃単価が安く継続して仕事がないため収入は低く、従業員として就労する方は収入が得られるため新規で委託業務としてやってもらえる人はなく、高齢者も多いため年々減少している。

・最近の住宅環境等から自宅で作業を行う場所や半製品を置く場所を確保することは困難であることも新規の家内労働者が増えない要因である。

（2）　委託事業者 B（土岐市所在）

①　陶磁器上絵付業界の現状について

・受注に関しては、主要加工品の給食食器は子供の減少や行政予算の減額が影響し全体としては減少傾向にある。一方で外食系はそれ程落ちておらずコロナ禍から回復している。

・売上・利益に関しては、ここ数年赤字決算が続いている。コロナ禍にあった補助金や消費税の免税がなくなったことに加え、ガス燃料の高騰や人件費の増加（賃上げ）が要因である。ガス燃料は約 4 割の値上がりとなっており年間で数百万円の負担増となった。

・受注単価は絵付けの仕様（陶磁器の形状、絵付け面積、作業の難易度）により異なっており、5 円～30 円と幅広い。単価の引上げについては、新規の品目は交渉して高額とすることができるが、過去から継続して受注している品目の単価引き上げは難しい。同業者が減少していく中で、交渉により高額の受注が可能となっている。

②　家内労働について

・かつては 10 数人の家内労働者がいたが、受注量の減少や高齢化、後継者不足等により人材確保が困難となり減少した。今後もさらに減少していくと考える。

3　まとめ

(1)　岐阜県陶磁器上絵付業最低工賃（転写貼り）に係る委託者数及び家内労働者数は共に減少傾向が続いている。

(2)　本調査において委託者の経営状況等の回答を集計したが、集計項目のうち最も回答の多かった項目は以下のとおりであった。

① 経営状況等について

・令和３年と令和６年の比較において、「原材料価格は上昇し、収益は変わらず、経営状況は悪化または変わっていない。」となった。

・令和７年の見通しについて、「原材料価格は上昇し、収益は悪化または変わらず、経営状況は悪化する。」となった。

② 家内労働者の状況について

・令和３年と令和６年の比較において、「家内労働者数は減り、工賃単価は上昇、委託量は減少または変わっていない。」となった。

・令和７年の見通しについて、「家内労働者数は変わらず、工賃単価は変わらず、経営状況は悪化する。」となった。

(3)　本調査の結果から、最低工賃単価は上昇傾向にあり、陶磁器上絵付業最低工賃（岐阜県）の金額との乖離が拡大している品目もある。

陶磁器上絵付にかかる岐阜県の法定の最低工賃を改正した平成８年（平成９年３月３１日効力発生）の際の委託事業者における最低工賃額と今回の調査結果を比較すると、いずれの品目も金額は上昇している（上記１（４）参照）。

※平成８年と令和６年の委託者における最低工賃額の比較

品目	平成８年	令和６年
飯茶わん（ふたなし）	４円	１０円
湯呑茶わん（ふたなし）	４円	１０円
小皿	３円	４円
マグカップ	４円	６円
ケーキ皿	４円	１１円

岐阜県最低賃金の推移

（単位：円、％）

発効年月日	時間額	引上げ額	引上げ率
平成　8.10.　1	628	12	1.95
9.10.　1	641	13	2.07
10.10.　1	653	12	1.87
11.10.　1	658	5	0.77
12.10.　1	663	5	0.76
13.10.　1	668	5	0.75
14.10.　1	↓	―	―
15　＊※1	↓	―	―
16.10.　1	669	1	0.15
17.10.　1	671	2	0.30
18.10.　1	675	4	0.60
19.10.19	685	10	1.48
20.10.19	696	11	1.61
21　＊※2	↓	―	―
22.10.17	706	10	1.44
23.10.　1	707	1	0.14
24.10.　1	713	6	0.85
25.10.19	724	11	1.54
26.10.　1	738	14	1.93
27.10.　1	754	16	2.17
28.10.　1	776	22	2.92
29.10.　1	800	24	3.09
30.10.　1	825	25	3.13
令和元.10.　1	851	26	3.15
2.10.　1	852	1	0.12
3.10.　1	880	28	3.29
4.10.　1	910	30	3.41
5.10.　1	950	40	4.40
6.10.　1	1,001	51	5.37

（注）※１、２）平成15年度と平成21年度は岐阜県最低賃金の改正が見送られた。